

# 令和6年 第1回 安芸太田町議会定例会会議録

令和6年3月5日

招集年月日	令和6年3月1日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開会	令和6年3月1日 午前10時20分			議長	中本 正廣
	閉会				議長	
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議席 番号	氏 名	出席等 の別	議席 番号	氏 名	出席等 の別
	1	角 田 伸 一	○	7	影 井 伊久美	○
	2	斉 藤 マユミ	○	8	田 島 清	○
	3	佐々木 道則	○	9	欠 員	
	4	小 島 俊 二	○	10	津 田 宏	○
	5	末 田 健 治	○	11	佐々木美知夫	○
	6	大 江 厚 子	○	12	中 本 正 廣	○
会議録署名議員	10 番	津 田 宏		11 番	佐々木美知夫	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	河 野 茂		書記	佐々木 裕子	
地方自治法第121 条により説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	橋 本 博 明		教 育 長	二 見 吉 康	
	副 町 長	小 野 直 敏		病院事業管理者	—	
	参 事	木 本 英 哲		教 育 次 長	園 田 哲 也	
	会 計 管 理 者 兼 総 務 課 長	長 尾 航 治		教 育 課 長	瀬 川 善 博	
	総務課課長補佐	郷 田 亮		安芸太田病院 事務長	栗 栖 香 織	
	加 計 支 所 長 兼加計支所住民生活課長	金 升 龍 也		—	—	
	筒 賀 支 所 長 兼筒賀支所住民生活課長	山 本 博 子		—	—	
	企 画 課 長	二 見 重 幸		—	—	
	税 務 課 長 兼 会 計 課 長	沖 野 貴 宣		—	—	
	住 民 課 長	上 手 佳 也		—	—	
	産 業 観 光 課 長	菅 田 裕 二		—	—	
	建 設 課 長	武 田 雄 二		—	—	
	健 康 福 祉 課 長	伊 賀 真 一		—	—	
衛 生 対 策 室 長	森 脇 泰		—	—		
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

令和6年3月5日

	一般質問
--	------

令和6年第1回定例会  
(令和6年3月5日)  
(開会 午前10時00分)

○中本正廣議長

おはようございます。ただいまの出席議員は、11名です。定足数に達しておりますのでこれから本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめ御手元に配付したとおりです。

日程第1. 一般質問

○中本正廣議長

日程第1、一般質問を行います。昨日に引き続き一般質問を続けます。通告に従って、順次発言を許します。  
〔議長、2番〕の声あり

○中本正廣議長

はい、2番 齊藤マユミ議員。

○齊藤マユミ議員

皆さん、改めましておはようございます。大変お忙しい中ですが、少しお時間を頂きたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。新年を迎えたその日に、石川県能登地方を震源とするマグニチュード7.6の大地震が発生し、241名の犠牲者が判明しました。正月休みで、家族と帰省中に巻き込まれた方もおられました。災害は時と場所を選んでくれません。犠牲になられた皆様方の、御冥福を心よりお祈り申し上げます。被災された方々の1日も早い復興をお祈りいたします。昨日も、同僚議員が話されていましたが、東北大震災のとき、私もこの場で、携帯電話の画面を通して、津波の押し寄せる光景を映画の一場面を見るような感覚で衝撃を覚えました。能登半島地震は、過疎の集落が、孤立しました。我が町でもなる状況を思うと、身に迫るものがありました。ということで、今回の一般質問は、防災について、食品衛生法の改正について、相続登記の申請義務化についての3点の質問をさせていただきます。最初に、防災について。近年、全国的に災害が頻発しており、激甚化している。本町においても例外ではなく、いどこで何が起きるかもしれない。そう考えて再点検が必要です。町民の命や財産を守るためには、防災や減災の取組が必要不可欠であり、計画に終わらないよう、具体的な取組が重要であると考えます。能登半島地震では、道路の寸断などで孤立し、被災実態の把握や、救援に支障があり、取り残されて、食料がつかれば命に関わります。高齢化が進み、共助の力が弱く、災害弱者は、医療や介護の支援網が絶えてしまえば、一気に窮地に陥る。また、安芸太田町でも過疎高齢化が進み、耐震化が遅れており、年数経過の木造建築で、重い屋根瓦がほとんどです。また、本町は洪水の発生及び急峻山地の崩壊、流出などのそういった災害が発生しやすい地形だということを考え、国土強靱化地域計画においては、台風や豪雨等に起因する洪水による浸水、それから大雨による土石流、崖崩れ等、また大規模地震による災害を想定されています。防災や減災のためとされる国土強靱化施策の実効性を検証しつつ、過疎が進む地域の防災の在り方を長期的な視点で考えていく必要があると思います。本町として対応すべき自然災害として、主に2種類の災害を想定しておられ、一つは、台風や豪雨等による風水害、洪水による浸水、大雨による土砂、土石流、崖崩れ等を想定し、地域防災計画基本編との整合を図り、土砂災害の場合については、過去最も被害が大きかった昭和63年7月豪雨災害、洪水災害については、最大出水量を記録した昭和47年7月災害及び平成17年9月の台風14号を想定されて、あわせて、これ以上の災害も対処できるような計画を求められております。また、もう一つの災害というのが、大規模地震による、大規模地震による被害、県の被害想定調査に基づき、本町における災害被害が想定される。どこでも起こりうる直下型の地震というものを想定して、合わせて以外の想定をされているようです。ここで次のことについてお尋ねをいたします。能登半島地震では、マグニチュード7.6の地震は、複数の海底活断層によって起きたと見られ、能登地方では、今なお揺れを感じる地震が1日数回続いているそうです。安芸太田町でも複数の断層があるようです。筒賀断層は全体が一つの区間として活動する場合、マグニチュード7.8程度の地震を発生させると推定されています。したがって、能登半島地震と同等です。このことについて、町としてどのようにとらえておられますか、お聞かせください。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい改めて能登半島地震から災害についてのリスクということで御質問頂きました。今、議員からもお話がありましたように、どうしても本町としてはですね、大雨洪水による被害、あるいはそれに基づく土砂災害ということに注

目が行きがちではございますけれども、改めて、そういった意味で地震ということもですね決して忘れてはならないリスクだということを今回のことも含めてですね改めて感じているところでございます。個々の断層の比較についてはまた、それぞれあると思うんですけれども一般的に、今回能登半島の地震を踏まえて、感じておりますのは、これも議員御指摘あったようにですね、過疎地の中で特に半島地形の先端で発災したということもあって、迂回路がない基幹道路が寸断されている、アクセスが大変難しかった、しかも海路もですね地盤の隆起によってなかなか近づけないということで、かなり孤立する場所もあったということだと思っております。この状況安芸太田町に置き換えた場合にはですね、本町比較的広島市という大規模大都市に近い、位置にあるものですね、そこを結ぶ、道路というのは、中国自動車道、それから国道の191、186という、基幹道路としてはかなり限られてると。それらの中でも特に国道191号は、危険度レベルが4ということで1番高いことが想定されておりますもんですから、能登半島と同様ですね、孤立化の可能性が当然、我々としては心配をしなければならないところだと思っております。そういった場合にはこれも御指摘頂いたように、食料などが切れる、生活必需品が切れた場合にはですね、孤立した地域においては大変厳しい状況が想定されるわけでございまして、昨日の質問の中でもですね、実際には住民課中心に、そういった食料の配布なども考えていく。場合によっては歩いて、そういった土地に持っていかなければいけないことも想定されるわけでございますが、本町それとは別にですね、町内7か所に臨時のヘリポートを確保しております。そういった、ヘリによる空路からの支援というのも当然想定をしているところでございます。そういった意味で改めて今回の災害も含めてですね、地震による災害の想定も改めてしっかりとしながら、必要な準備を進めていく必要があろうかというふうに思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

齊藤議員。

○齊藤マユミ議員

はい、いろいろ地震に対しても考えていらっしゃるということで御理解をいたします。町にはですね上流に大きなダムがある河川がありますが、ダム下流域において想定されている最悪の事態についても考えておられるのか、答弁を求めます。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。当然、大雨洪水への対応、あるいはダムの御指摘もございましたけれども、それについても我々としては想定をしているところでございます。ただもうこれも御承知のとおり、現在、太田川の本流筋の洪水調節機能が不十分であるということは以前から指摘されているところでございまして、そういった部分についてはですね、これも議員からも御指摘ありました。事前に備えをしておくということがやはり何よりも被害を抑えるという意味では重要でございまして。洪水調節機能の向上については、国に対ししっかりとお願いをさせていただきながら、我々として地元の自治体として準備できるところは準備をさせていただく。その場合にはどうしてもですね、結局、いかに事前に避難ができるかということに尽きるのではないかと思っておりますが、そういう部分についてしっかりと準備をしておくことが必要だと思っております。以上です。

○中本正廣議長

はい、齊藤議員。

○齊藤マユミ議員

はい、私は以前からちょっと気にかかっているわけですが、上流には立石ダムという、もう昭和初期にできたダムでございまして、非常に古いダムでありますので年数がたっております。非常にこういうことがあると想定をもちろしくなくてはいけません。もし地震が来たときに、ダムが壊れたら、相当な打撃を受けるだろうと思っております。今ダムの建設も考えられておりますけれども、はるか20年か先ぐらいになろうかと思っておりますが、そういったときの対応としてですね、今おっしゃったように、下流域の人たちが水没するところの危険どこまで浸水するんだろうかという想定を住民の方が御存じだろうかということがいつも私気になっているんです。恐らく大変な被害を受けるだろうと思っておりますけれども、大体洪水が起きたときなどに、大体浸水区域というのはちょっと町のですね、安芸太田町の地域防災計画というのをちょっと開いてみますと、下流域にはですね、洪水浸水想定区域にある要配慮者関連施設というのが、16か所、16か所か21か所かあるように書いてあるんです。それを見ますと浸水の高さがどれくらいかといいますと、今これちょっとここで見る限りでは、高いところでは、加計の認定こども園あさひなんかは10メートルから20メートルというようなことをちょっとここ書いてあるのでね、ちょっとびっくりした、私はしたんですが、これを見る限りですね。だから、そういうことを想定をしっかりとやっぱり住民の皆さんが知っておっていただけるのだろうかどうだろうかというのが非常に危惧しているところですが、そういったところは、どうなんでしょうか。もし分かれば教えていただきたいです。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい。2点ございましたかね。まずダムの方の強度の問題というのがございました。こちらに関しましてはですね、正直なところ、我々行政で管理をしているダムではございません。おっしゃるとおりですね、かなり建築年数が古いということもありますので、ここ近年の建築物であればですね、恐らく震度7までの対応ということで、測って作っているというものでございますが、これ何分古い施設でございますので、正直統計とかをとったわけでもないですし、我々としてはちょっとその強度の部分についてははかりかねる部分でございます。そういった意味でもですね、この太田川上流水域に新たに検討されている、治水ダムというのは非常に重要なものではないかなと考えます。それから2番目に御質問頂きました、住民さんがいわゆる洪水区域を把握されているかという御質問だったと思います。こちらに関しましてはですね、毎年、一応防災マップということで、ここ近年ずっと毎年、紙ベースで、住民の皆さんに、出水期までにお配りをしてるんですけども、その中に一応記載をさせていただいております。その中で、私たちL1、L2とかいうような言い方をするんですけども、いわゆる100年規模、1,000年規模ってというような洪水の状況っていうものが、そこに完全に織り込まれているかという点ですね、今申し上げました、1,000年規模のものには正直織り込んでおりません。ちょっと現実的でない洪水浸水エリアになります。これどこまで把握していただくかって非常に難しい問題があつてですね、色に塗ってしまうと、ほぼ今住民さんが住まれている区域、全て洪水で水没するというような計画です。これに関しましては広島市あたりでも公表だけはされてるんですけども、見ればですね、やはりほとんど都市が全て水につかるというようなマップでございます。このあたりのところがどこまでですね、住民の皆さん知っていただくかというのは非常に難しい問題もありますので、このあたりのところを、今後ですね、毎年、防災講演会のような企画を行って、住民の皆さんに当該地域の危険性というようなものをですね、しっかりと周知をしていく必要があるかなというふうに考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

齊藤議員。

○齊藤マユミ議員

はい、やはりいざというときにやっぱり、まず何よりも命を、自分の命を守るということで、しっかりとですねやっぱりそういうときにはどこに、いち早く避難したらいいだろうかということもですね、常日頃、協議を重ねていただけたらありがたいと思います。それから、能登半島地震から約1か月が過ぎまして、中国5県の知事アンケート、アンケートで、過疎の上に高齢化率が50%前後の自治体で被害が拡大し、高齢化や人口減少でコミュニティの担い手が少なくなる中、災害時の共助が困難になっているかと思うかの問いに対し、広島、岡山、鳥取の3県は、ややそう思うと答えられ、広島県の湯崎知事は会見で、新型コロナの影響も重なって地域の防災が停滞しているケースがあると認め、対応として、地域の活動の中心となる防災リーダーの育成に取り組む考えを示されました。災害が起こったときに、自らの身を守るために、地域で自主的に活動する組織が自主防災組織であると思いますが、過去、これは令和6年、令和4年に、自主防災組織の以前の質問に対しての答弁の中に、自主防災組織との連携や支援といった取組ができていなかったこと、また近年の激甚化している各地の災害によって、住民の皆様への防災に関する関心が高まっておりますことから、毎年、梅雨前に行っているハザードマップの全戸配布とともに、自治会や自主防災組織との連携の再構築を図るため、避難指示等での発令時における避難の行動の方法、ハザードマップの見方の説明、地域での課題の聞き取りといった情報共有、これを地域に出向いて情報共有を図ってまいりたいと考えております。また、災害時において、行政や消防等の対応だけでは限界があり、住民が日頃から主体的に防災活動に取り組み、実際の災害時に行動できることが重要であります。そして、そうした住民の防災活動を支えるものとして、自主防災組織が重要な役割を担っています。過去の答弁で述べられておりますが、現在の自主防災組織はいかがでございましょうか。

○中本正廣議長

はい、長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、自主防災組織との連携についての御質問をちょうだいいたしました。現状ですね、今まさに広島県さん、知事のほうでそういう発言をされたということもあるんですが、広島県においてこういった支援をしていただく事業を展開しております。近年で申しますと、上殿連合自治会さん、また今年で言いますと上本郷自治会さん、このあたりがですね、この県の事業を使われて自主防災組織の強化というところの事業に取り組まれております。主な中身についてはですね、備蓄品の状況、もしくは連携をとるための連携ツールの導入ですね、こういったようなことを展開されております。今のような話も踏まえてですけども、本町の危機管理室といたしましては、令和4年後期からですね令和5年度にかけて、可能な限りの自治振興会のほうに歩かせていただいて、そういった自主防災

組織の大切さや、連携というものを協議して歩いたところでございます。ただですね、なかなかやはり元からある自主防災組織がある地区は、そういうお話にですね、積極的に前向きに対応していただけるんですけども、なかなか自治力が落ちている、周辺部という言い方がいいのかどうか分かりませんが、そういったところに関しましては、集まることも説明を聞くことも難しいというようなことで、全自治振興会へですね、話ができているという状況に変わりはございません。このあたりのところ課題だと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、斉藤議員。

○斉藤マユミ議員

現在配布されているハザードマップは、地域差もあるが十分に活用されていないと感じます。今現在意識が高まっている今こそ、洪水や土砂災害ハザードマップを含めて周知を徹底するべきと考えますが、これについてはいかがでございましょうか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めて議員の御指摘、ごもっともだと思っております。まずはその地域地域でどういう災害があるかということ町民の皆さんに知っていただくということが何よりも重要だと思いで、今御指摘あった防災マップを我々なりに、危機管理室が中心になってですね、歩かせていただいておりますけれども、まだ十分ではないと思っております。そのことをしっかりと取組をさせていただければと思っております。もう一つは自主防災組織についても御指摘を頂きました。我々としてももちろんこれ増やしていかなければならないと思っておりますが、地域によっては、人数が少ない中で、何ていうんでしょうか、自主防災組織で対応していただくのがよいと思いつながりながら、地域において人が少ないのでね、組織を変えてもですね、構成される方々が同じということはよくあります。そういった意味では、形に余りこだわらず実態として、いざ災害が起こったときにはどういう避難をしていただくのか、そういうことをやはり、もっとしっかりと議論をしていかなければならないと思っております。本町における、防災の中心の団体というのはやはり消防団でございまして、その消防団、ほかの市町に比べてもですね、かなり組織としてもしっかりしたものがあると思っておりますが、これも議員御承知のとおり、いざ被害が災害が起こったときには、消防団は必ずしも地元におられない、むしろ災害があったところにやはり集中しなければならない分、消防団に代わってというかですね、消防団がいなくても、自分たちのことは自分たち守れる、そういう取組が必要だというふうに思っております。引き続き、そういったいざ被害があったときにはどういう対応するかということ各地域で話し合っていたく機会を持っていただくようにしていきたいと思っております。もう一つだけ。過疎で高齢化という意味では、本町においても、そういったつながりが薄くなっている中で、今年度、特に避難したいんだけど、自分だけの力で避難できないという方を中心ですね、そういった要支援者の個別避難計画を作成するとともに、要支援者をお手伝いをさせていただき、そういうシステムを今年度構築をさせていただいております。過疎地ならではのそういった課題にもですね、我々なりに準備をさせていただいてるものですから、この要支援者の支援システム運用そのものをやはり地域住民の皆さんに御協力頂かなければ動かないところでもございますので、そういったことも改めて、準備を進めさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

斉藤議員。

○斉藤マユミ議員

はい。しっかりと議論もしていただき、連携をとっていただくことを期待しまして、防災について終わります。続きまして、食品衛生法の改正について。食品衛生法の改正で、本年6月以降、漬物製造業が許可制となり、衛生管理の徹底が求められることとなりました。改正法は令和3年施行で、漬物や加工食品の製造販売には保健所の営業許可が必要となり、専用加工場の整備といった衛生管理が義務づけられ、令和6年5月末で期間猶予が終わります。次の2点について御答弁ください。1つ目、自宅の大きかりな改修が必要かどうか。町として、JA、保健所等とも連携を密にし、生産者保護、発酵食文化保護に向けて協議してほしいがどうか。既に協議が進んでいるのでしょうか。昨日の答弁では、自宅の改修を、応援するよりも利用できる施設を用意する、支援する必要があるのと、見解を示されました。2つ目、神石高原町では農産物加工品製造支援事業補助金制度を創設し、100万円を上限として事業費の3分の2以内の補助を行っているように理解していますが、我が町の現状及び将来計画を問います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続いて、漬物の件についてですね御質問頂きました。昨日も同様の御指摘を頂いたところでございますけれども、そのときにもお話をさせて頂いたとおりでございます。特に、自宅改修の点についてもお話を頂きました。国やあるいは県についてそれぞれですね個人のそういった、取組について少し、何というか、ハードルを下げてくれないかという願いはずっとしてきたつもりでございますが、残念ながら、国あるいは県のほうからですね、そういった点について良い返事はございません。その上でどうするかということについても昨日も御指摘がございました。本町としては、個人への、個人の改修を支援する、やはり、個人の皆さんがどこまでこれからそういった漬物物をつくる取組をされるかということにも問題がございますし、あるいは、個人負担も相当あるのではないかとということもあってですね、個人個人を支援するというよりは、多くの皆さんが使っていただけるような施設の改修をするべきではないかということで、今検討させていただいてるところでございます。具体的な取組はまだまだこれからでございますが引き続き、できるだけ多くの皆さんが漬物をつくって、それが販売できるような環境を我々としても何とか維持をしていきたいなと思っております。以上です。

○中本正廣議長

はい、斉藤議員。

○斉藤マユミ議員

はい。先般でございますけれども、広島県議会でも、食品衛生法の改正による漬物農家への影響と題して一般質問がなされました。法改正がなされ、農家の自家製の漬物が大きな危機を迎えている。施設基準を満たすため高額な費用をかけて改修する必要があり、長年続けてきた漬物製造を諦めざるを得ないとの多くの声かけられる。農家への支援についての内容でした。これに対し知事は、地域の特産の漬物は、生産者の収入だけでなく、消費者ニーズにこたえる重要なアイテムである。共同施設を導入することにより、多くの生産者が少ない費用、費用負担で施設を利用しやすくなる研修会の開催や共同利用施設の整備などに、市町や関係者と協力しながら取組みたい。伝統的な食文化を守る施策の充実を図ると答弁されています。しっかりとですね、施設の新しく施設を何か所か、1か所でもですね、作っていただけるように、県ともしっかりと連携をとって、精力的にやっていただきたいと思っております。道の駅再開までも3年ありますけれども、多くの産品で賑わわせるためには、やはり3年と言わずにもう今年からそれがもう既にストップするわけですから、その間というのはどういうふうになっていくのかなと思うんですけれども、しっかりとですね、地域商社それからまた農協等、保健所等も連携を密にしてですね、生産者やはり安芸太田の場合は、高齢者の方が生きがいとしてやってらっしゃるということで、高齢者のこれからのやっぱり楽しみが一つなくなるということで、これは非常に大変な問題だろうと思っております。いま一度ですね、まだあそこの道の駅ができるまでいうたら3年ですけれども、それまでにどうしてもやっていただかなきゃいけないですけども、現実もうこの春から漬物加工食品というのは出品が限られてくると思っております。ほとんどが個人でやってらっしゃったようですから、その点はどのようにお思いでございますでしょうか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めて昨日も少し対応遅いという御指摘を頂きました。我々としてもできることをしっかりと、時間がない中でありますが、考えていきたいと思っておりますし、担当課長の意気込みをぜひ聞いていただければと思っております。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。これまでの町の取組でありますとか、漬物を取り巻く環境について少し触れさせていただきたいと思っております。この食品衛生法の改正につきましては、食品衛生責任者を置かなければならない、それとか施設については、家の台所とは兼用できない、四方が壁で覆われ、床天井がある構造でないといけないということ、また手洗いの設備については、レバー式でないといけない、作業台保管棚、作業台、漬物棚の保管場所、そういったものを設置することが、義務づけられております。この間、私たち町としても、こういったこともありますので、地域商社と一緒にセミナーの開催をしたところでございます。現状の道の駅のほうで少し調べてみたところでございますが、全体で道の駅、特に産直市ですね、産直市だけをとってみたところ、4,100万円の今年度ですね、今年度売上げがあったうち、漬物だけ見ますと約100万円の売上げがあったというふう聞いてます。出荷者は約25名、個人の方もいれば、団体、法人の方もいらっしゃるというふう聞いております。こういった状況の中で、地域商社としても、少し動きがあります。どっかでどこかで製造を共同でできないかというような動きもあります。ある法人によっては、地域の方多く来ていただきたいので、そういった方も含めて、共同で今ある施設の、加工所の施設の中でできないか、というようなことも働きかけを行っているところです。しかしながら、出品者の方、出店者の方につきましては、移動

の問題であるとか、自分でやってる製造家庭が、なくなっていくのではないか、同じような方法で製造するのではないかというようなこともおっしゃられてるようなことも聞いております。そういったことも含めて、ますますソフト事業ソフト的にですね、少し話し合いを設けたりとかしていかなければならないというふうに思ってます。既にですね、この方、25名、25団体の方につきましては既に許可を取ってる方もいらっしゃいますし、その許可の中で個人的にも、ぜひですね、許可をとる中で、やっていきたいという方もいらっしゃいますんで、そういった方を少し後押しできればというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、斉藤議員。

○斉藤マユミ議員

はい、ただいまおっしゃった産直市での漬物等の金額的には100万ぐらいいかもかもしれませんけれども、産直市以外ですね、加計のほうとか、私たちの地域の深入山のほうでも地元から結構そういった加工品が、たくさん出ておりますので、全体的には私はざっと思っただけで400万ぐらいじゃないかなというように思いますけども、これもしっかり、高齢者の方たちがやはりこれを楽しみにやってらっしゃるといことなので、早いうちにですね、なかなか大変だろうとは思いますが、しっかり連携をとって、皆さんが楽しく加工食品をつくって出品できるように連携をとっていただきたいと思えます。それで、漬物の食品については、それで終わります。続きまして、相続登記が義務化について。不動産登記の見直しに伴い、令和6年4月1日より、相続登記の申請が義務化されます。義務化により不動産取得を知った日から3年以内の申請が必要で、義務化以前に相続した不動産も対象となります。これまで相続登記の申請は、任意とされておりましたが、申請をしなくても、相続人が不利益を被ることが少なかったことなどから、登記が行われない場合があり、所有者不明土地、放置される土地や空き家が増加する要因の一つになっています。所有者が分からない土地の増加により、公共事業、災害復旧、復興、民間取引の妨げになったり、管理されず、近隣に悪影響を及ぼすといった問題が生じています。現に、能登半島地震で家屋の解体に所有者の同意、立会が不可欠だが、申請の受け付けを開始した市町では、建物の所有者が何代も移転されていなかったり、一つの建物に複数の所有者がいたりして、確認作業が膨大化しているそうです。安芸太田町でも多くの問題があるかと思えます。これらを解決するためにも、住民に周知すべきと思えますが、お答えください。

○中本正廣議長

はい、沖野税務課長。

○沖野貴宣税務課長

お答えします。これまでも広報などを通じて、相続登記の義務化を周知してきたところです。法改正の趣旨は、所有者が分からない土地の増加が全国で社会問題となっており、また、適切な管理が行われず、隣近所に悪影響を及ぼす問題を解消するため、令和6年4月から相続登記の申請が義務化されるものです。相続により不動産を取得した相続人は3年以内に相続登記の申請をしなければならないことになりました。しかし、相続登記が行われても、適正な管理がされなければ、問題の解決には至りません。所有者は、財産を管理する責任があります。したがって、今後も相続登記の義務化と並行して、所有者に財産の適切な管理を促すことが重要であると考えています。広報周知も継続してまいります。以上です。

○中本正廣議長

斉藤議員。

○斉藤マユミ議員

現に、安芸太田町でそういった問題がありますでしょうか。お答えください。

○中本正廣議長

沖野税務課長。

○沖野貴宣税務課長

はい、お答えします。相続登記は様々な理由で困難な場合があります。例えば、相続等、相続関係が複雑であったり、遠方に居住していたりすると、自分で手続を行うことが難しくなります。このような場合は、専門家である司法書士に相談すると円滑に進むのではないかと思います。以上です。

○中本正廣議長

斉藤議員。

○斉藤マユミ議員

それはそうかもしれませんが、住民の人たちっていうのはそういったところがなかなか難しいんじゃないかなと、そういうところをやっぱり税務のほうからでもですね連絡がつくんでしょし、例えば滞納があるかどうかはそれは分かりませんが、例えばそういった滞納があればそういった連絡もとらなきゃいけないんだらうかと思えますので、やはりこれはやっぱり住民が自分、自ら率先して司法書士と相談してというよりも、必要かもしれませんが

けれども、税務課としてですね、やっぱり、そういうのがなされていないというのはやっぱり、指導してあげるべきではないかと思えます。例えばずっとそうして放っておくと何代も、先ほども言いましたが、何代も、登記が相続登記がされてないということであれば、非常に今度これを登記をやるとすれば、登記が切れないですよ、莫大な人数になります。こういったのを今からこれから、国の制度で買い取るとかなんとかいう問題が出てくるようでございますが、ただそうなるまでにやはり、税金収入とか、いった面でやっぱりもうちょっとやっぱり丁寧に告知、周知してあげるべきではないかと思えますが、その点どうなんでしょうか。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい。まず、斉藤議員さんにですね、ちょっと分かっていたいただきたいことがございまして、私のほうから答弁申し上げます。この相続登記、登記というものは、私たちの行政事務の中には本来ございません。これは国の固有事務でございます。御承知のとおり、法務局ですね、こちらのほうが担当所管をしております。ただですね、今回のこの、相続登記の申請の義務化、これにつきましては、国のほうから直接、法務局のほうから職員がお越しになられまして、この広報について、いわゆる基礎自治体である我々町の職員の力を借りたいという話がございまして、今回、御質問の件につきましては、住民、町民さんに周知をいかに図るかという御質問でございましたので、その答弁を税務課のほうに任せたといいところでございます。したがってですね、この本来、どこが責任を持たないといけないかというやはり、今現状で申しますと、法務局ということになります。広報周知はですね、もちろん我々基礎自治体として行っていないといけない部分なので、そこは連携しながらやらさせていただくんですが、難しい部分があるというのは御承知頂ければと思います。以上です。

○中本正廣議長

斉藤議員。

○斉藤マユミ議員

はい、承知しました。大変難しい問題があるということですが、でもやはりですね住民の立場に考えたときにですね、登記が切れないといろんなことについて支障が来すわけです。関係ないあれかもしれませんがやっぱりそういう住民に親切にですね、周知ということだけはですね、しっかりしていただきたいと思えます。分かってらっしゃらない方がほとんど多いようです。過去にですね民生委員をされた人の話からも聞きますと、やはり登記が、相続がうまくいかないというのが非常に問題が多くあったように思いますので、大変そこが気になりました。そういうことで、しっかりと周知をできるだけして頂くことを期待しまして、終わりたいと思えます。

○中本正廣議長

以上で斉藤議員の一般質問を終わります。5分間休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時50分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

(「議長、6番大江」の声あり)

○中本正廣議長

6番、大江厚子議員。

○大江厚子議員

おはようございます。6番、大江です。よろしくお願いたします。まず、能登半島地震で犠牲になられた皆様にお見舞い申し上げるとともに、1日も早いインフラの復旧と生活再建を願うとともに、国が十分な財源措置を行うことを要望いたします。また、海外ではNATOロシアによるウクライナを戦場にした戦争は長期化、泥沼化しています。さらに、イスラエルによるパレスチナ虐殺は激しさを増しています。人口約230万人のガザで死者が3万人を超え、その7割は女性と子どもです。水や食料の支援がとめられ、人口の4分の1が今飢餓の一手前だと言われています。同じ時を生きる者として、今すぐ、イスラエルによる攻撃をやめさせ、国連パレスチナ難民救済事業機関による、食料支援の再開をすべきです。それを訴えて、本日の質問に入らせていただきます。本日私は、災害への対策についてと、岩国米軍基地に関する問題について、一問一答形式で質問させていただきます。まず、災害への対策についてです。今、斉藤議員から同じ項目で質問がありましたのでダブる部分があるとは思いますが、改めて質問いたします。このたびの能登半島地震における甚大な被害は、過疎地域における大災害の現状をあぶり出しました。志賀原発は幾つものトラブルや、避難経路の問題が発生し、また住民の反対でつくれ

なかった珠洲原発は、より震源に近いものでした。もしこの原発があったら甚大な被害が起きていたかもしれません。改めて災害時における原発の危険性が浮かび上がりました。地震発生から 2 か月、避難生活、インフラの復旧、仮設住宅建設、ごみ処理問題等、どれも厳しい状況が今なお続いています。本町も土砂災害、洪水、地震、先ほども言われましたが、地震調査委員会で筒賀断層が明らかにされ、地震の規模はマグニチュード 7.8 程度、発生すれば中国地方では過去最大のものになると言われています。このようなあらゆる自然災害が想定されます。このたびの被災地への支援を行うとともに、これらの問題を本町の災害への対策に活かすべきと考えます。まずは命を守るということで、先ほど町長も言われましたが、事前避難は最重要ですが、その後の避難生活についても大きな問題です。そこに焦点を当てて質問いたします。まず、本町の避難所について、整理するためにも避難所の定義の整理と災害時の本町の開設計画について質問いたします。避難場所、避難所、広域避難所、各地域の避難所、集会所避難所、一時避難所、1.5 次避難所、2 次避難所、福祉避難所等について簡潔な説明をお願いいたします。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい。避難所について簡潔にということでございましたので簡潔に答弁をさせていただきます。避難所につきましては、災害対策基本法の規定に基づく、いわゆる指定緊急避難所といたしまして、役場本庁東館、川・森・文化・交流センター、修道活性化センターの 3 か所を指定しております。また、広域避難所といたしまして、筒賀福祉センターの 1 か所、それで地域の避難所として、80 か所の計 84 か所とさせていただいているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい。一次避難所、1.5 次避難所、2 次避難所、福祉避難所について、この本町というよりは、そのことについてまずお伺いします。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい。いわゆるよく最近マスコミで言われる、今議員が言われました、1.5 次避難所、2 次避難所というような言い方があります。これ通称でございまして、いわゆる、災害対策基本法の規定に基づくものは先ほど申し上げたもののみになります。したがって、いわゆる 1.5 次避難所ですとか 2 次避難所、こういったものは臨機応変に対応していくことになろうと思いますけれども、いわゆる最初の、被災を受けた受ける箇所ですね、それ以外の箇所、要は、2 次避難所等々で定めていくというような流れになろうかと思えます。よく広島市内であると、例えば 2 次避難所がホテルであったりとかいうような指定もしてたりしますよね。そういうような考え方でさせていただければと思っておりますので、これはもう被災の状況、先ほど町長のほうから御質問の答弁しましたとおりですね、やはり災害の質、水害でありますとか、土砂災害、また地震というかなり広範囲になってきますけれども、その災害の規模や被災した場所に依りまして、ここは臨機応変に対応していくべきではないかなというふうにご考えているところでございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい、分かりました。緊急避難所と広域避難所の違いというのは何なんでしょうか。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい。すいませんちょっと私も勉強不足で的確な違いというのをお答えすることできないんですけども、指定緊急避難所というのが 1 番最大限のですね最も避難所として、安全かつ、対応を要する場所としてですね、指定しているというふうに記憶しております。現在、安芸太田町の運用としましては、この指定緊急避難所等、いわゆる広域避難所と言っている、4 か所につきまして、直ちに開設を、何の警報が出てもですね、この 4 つの避難所だけは直ちに開設しようということで現在取組を行っているところでございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

私もちょっとははっきり明確に入らないんですが、ですから緊急避難所と広域避難所は、一時的な避難所で、危険な場合に、一時的に指定緊急避難所、広域避難所に避難して、さらに長期化する、生活が自宅ではできないというときはまた改めて、避難所を指定する、開設するということになるのでしょうか。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、そうですね。お見込みのとおりだと思います。申し上げましたとおりですね、これ考え方として一時避難所ってというのがいわゆる地域避難所、集会所等ではないかなというふうに思っております。ここに関しましても正直、後ほど出れば答弁しようかなと思ってたんですが、実際には、土砂災害危険区域に入っているような避難所もございまして、この見直しというのをですね実は必要であるかなというふうに思っております。したがって、今は積極的に、より安全な、いわゆる私どもとすればですね、いわゆる先ほどの 1.5 次避難所だとか 2 次避難所というふうに、呼ぶかもしれませんが、より安全な避難所に広域避難所にですね、避難していただきたいという思いで、そこを行政として責任を持って開設しているという状況でございます。一方でですね、地域における集会所等の避難所に関しましては、地域で開設を頂いております。現状ですね。そういった状況もございまして、やはり全体の避難所の今後のですね、いわゆる改廃も含めた、検討というのが必要ではないかということでこれ町長就任以来ずっと話を進めさせていただいてるところですが、いわゆるハード施設でございますので、簡単にその整備統合ができないというような状況でございます。したがって先ほども申し上げましたとおり、運用の中でですね、今の本町に関しましては、より安全な避難所に誘導していくことを考え、さらに生活、いわゆる生活避難所としてはですね、また別途検討が必要になってくるというシチュエーションもあるように考えております。例えば学校のようなものというのも含めるかもしれません。以上です。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい。では次に避難所の備品と環境整備についてお伺いします。安芸太田町の地域防災計画には備品の品と量を明記されていますが、食料、飲料水、生活必需品と医薬品と医療資器材というふうになっています。そこを申し訳ないですが簡潔に御説明ください。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

昨日の 1 番議員さんからの御質問でもございましたが、ちょっと繰り返しになるかもしれませんが、現在備蓄物資といたしましては、お米ですね、それから飲料水、液体ミルク、災害備蓄用の固形燃料ですとかカセットコンロ、毛布とか、そのほかですね、段ボールベッドのようなもので緊急セット、生活用品で必要になるような歯ブラシ、タオル、それから下着、成人用幼児用の紙おむつ等々、いわゆる発災直後から必要となるもの、計 80 品目に関して備蓄をさせていただいております。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい。その中で量については各家庭は 3 日程度、可能な限り 1 週間程度、町は 2 食分程度というふうにありますので、これは本当にその短期の緊急な事態に備えてという備品でということよろしいでしょうか。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい。えーとですね、これは昨日もちょっとお答えしたかもしれませんが、広島県全域におきまして、やはり、そこそこの自治体ですね、これ県も含めてなんですけれども、まずは 2 日間の備蓄をきちんとしていこうということで、本町のほうもですね、おおむね発災直後から 2 日分、全町民を考えたときの 2 日分という備蓄を、計画して備蓄しているものでございます。もちろん全町が一気に被災するっていうことはなかなかないとは思っておりますので、そういった意味でもですね、昨日も申し上げましたとおり、民間各社とのほうと協定を結んで、食料品の物資の優先的支援というものを受け入れるような体制もつくっているところでございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい。では環境整備はどうなっているのかについてお伺いします。2013 年災害対策基本法の改正により、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針が策定されています。避難所の環境をめぐることは、災害が起きるたびに、もう今回のもそうですが避難したら雑魚寝の状況があり、改善を求める声があります。しかし今回の地震でも、これまでと同じような、さらに言えば期間からいえばこれまで以上に長い期間の苛酷な事態が続いています。本町は整備環境について、例えば、今もありましたが、トイレとかベッドとかプライバシーの保護の仕切りなどについてはどのように取り組んでおられますか。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい。環境の部分でございます。えーとですね、これもちょっと昨日簡単に御答弁をさせていただきました。町としてはですね、やはりコロナのことが 1 番大きかったですけれども、いわゆる被災にかかわらず、避難された方も含めてなんですけれども、プライバシー保護、それから、ゆっくりお休み頂く体制というものをつくっていかないといけないということで、このコロナの交付金を活用させていただいたんですが、段ボールベッド、それから、いわゆる間仕切り用の TENT 等ですね、そういったもので、いわゆるプライバシーを確保していこうということを考えております。またあわせて、先ほど、いわゆる 4 か所の広域避難施設に関しましては、やはりゆっくり休んで頂くための畳の部屋等もございますので、そういった意味では、かなり環境的には、いいんではないかなというふうに思っております。詳しくはですね、また、災害対策調査特別委員会開催されるというふうに伺っておりますので、数字に関しましてはその場でまた提示をさせていただきたいと思っております。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい。関連死を出さない安全な避難場所、尊厳ある避難生活が我が国の標準となることを目指して活動している避難所・避難生活学会というのがあります。そこで、避難所は清潔なトイレ、温かい食事をつくるキッチン、簡易ベッドを 48 時間以内に設置することを提言しています。洪水や地震など災害の多いイタリアでの取組を参考にしたものです。避難がもし長期化しそうな場合、この 3 点でも確保されていれば、災害時、非常時であっても人間らしい生活を確保することができると言われています。今、段ボールを備蓄されているということですかね。能登町は、東日本大震災を受けた 2013 年に兵庫県の段ボールメーカーと災害、防災協定を取決めていて、災害時には自力で調達しようというのはなかなか困難ですが、そういう取決めのおかげで段ボールがスムーズに入ったということも言われています。また、大型キッチンカーっていうのは私すばらしい考えだと思って、日常的にもキッチンカーで移動して、そこそこで調理をされていますが、そういうことも考えて、当初は冷たいおにぎり冷たいパンでも、ある意味仕方ないときもあるかもしれませんが、やはり温かい食事というのは、元気にしますのです、そういった取組も考えていいのではないかとこのように思っています。次の質問に入ります。避難所の管理運営については、どこが責任を持って行うのでしょうか。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい。すみません、これも繰り返しになるかもしれませんが。避難所の管理運営につきましては、町の防災計画でお示しをさせていただいておりますとおりですね、実務運営に関しましては、避難対策部という言い方をしております。住民課長が班長となりまして、避難所の開設や、避難者の把握をはじめとする管理運営を行うこととなっております。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい。もし長期化することになって、学校の体育館等を使用する場合は、施設管理者とか、やっぱりその地域の自主防災組織とかが協力していくことになるんでしょうか。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい。町ですね先ほど申し上げました、防災計画、こちらの中にはですね、各それぞれの被災時から、もちろん被災前からですね、活動するための班・部というのが構成が書かれております。今のいわゆる避難所の運

営というのは住民課というふうになっておりますけれども、現実今もですね何も起こっていない状況のいわゆる、何ていうんでしょう、初期避難ですね、まだ危なくない前に避難していただくときの避難所の開設や運営につきましては、もちろん住民課が主導になっているんですけども、ほかの課も、協力しながらやっております。もし大きな災害が受ければですね、当然ながら、全庁で取り組んでいくことだと思っておりますので、この部分については、町長の指示のもと、臨機応変に対応すべき案件じゃないかなと思っております。以上です。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい、分かりました。次に、個別避難計画策定についてです。先ほど町長も答弁されましたが、個別避難計画、自ら災害時に避難することが難しいひとり暮らしの高齢者、要介護者、障がい等がある人が、どのような避難行動をとればいいのか、あらかじめ本人家族と確認して作成するものですが、この取組の進捗状況について、改めて伺います。

○中本正廣議長

はい、伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい、個別避難計画の取組状況について、健康福祉課のほうから御説明いたします。現在、個別に避難計画を作成していくための準備段階として、これまでスマートフォン、アプリを利用した、アプリの開発について、企画課それから危機管理室、健康福祉課共々協議しながら、そこに力を注いでまいっております。そのアプリについては、もちろん要支援者の登録でありますとか、避難の場所であるとか、また土砂災害の警戒区域等の情報なども全部見れば分かるような、アプリを今構築するよう準備を進めておまして、最終的には3月の末にはですね、公開できるような今体制をとっておるところでございます。実際にアプリを利用しました、個別避難計画につきましては、もちろん御本人様が登録というのは難しいので、福祉関係者、特に居宅介護支援事業所の職員さんであるとか、また障がいですと、障がい者系の相談支援事業所の職員さん等にも連携をさせていただきながら、実際の新規登録でありますとか、更新等についても御協力を頂くように準備を進めているところでございます。まだ、事業所に対しましては、こういうものをこれから構築しようという資料の提供段階でございますので、実際にアプリが公開されるときには、改めて説明会を行ってですね、それぞれ個別の登録ができるように進めていきたいというふうに考えておるところでございます。進捗状況のほうについて改めて総括いたしますと、今年度予定しておりました、いろんな取組が遅延してるともございまして、令和6年度においてですね、より迅速に、このアプリといいますか、個別避難計画が作成できるように、準備のほうを進めてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい。結局、大事なところは具体的に、その当事者の方がどう確実に避難できるかということに関わってくると思っています。プライバシーの問題もあるかもしれませんが、地域住民も加えた相談というのやっぱり必要になってくるかなというふうに、結局最後は、隣近所の協力体制というのが必要になってきますので、その辺も考えていくべきだというふうに思っています。次に、防災担当職員や、防災会議の女性の割合はどうなっているかということですね。災害が起き、避難所が開設されるたびに、女性への配慮や乳幼児、妊産婦への配慮、高齢者障がい者への配慮、また、阪神大震災、東大震災でも報告された性被害を防ぐ取組が必要と提言されてきました。それゆえに、まず、防災担当職員や防災会議での女性や障がいのある人の当事者の意見が重要だと考えます。防災担当職員への女性職員の配属、あるいは防災会議への女性委員の参画についてどのようになっていますか。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、まず防災担当職員の割合と女性割合ということでございました。私の中ではですね、先ほど申し上げましたとおり、町の防災計画上で申し上げますと、全職員がこれは防災担当というふうにも呼べるのではないかなと思っております。したがって避難所の運営ですとか、そういったことも踏まえまして、全職員、この割合でいうと約4割が今、女性職員ではないかなと思っております。一方でですね、いわゆる防災主管担当としての危機管理室におきましては、3名配置しておりますが、これは全て今、男性です。はい。内情につきましても再質問あればですね、またお答えをさせていただきます。防災会議の女性の割合でございます。防災会議のほうはですね、女性割合委員24名のうち女性は1名です。専門員16名のうち女性は2名となっております。以上です。

○中本正廣議長  
大江議員。

○大江厚子議員

はい。全員が災害担当になるということではありますが、やはり事前にどのような準備が必要かとか、どのような心構えが必要かっていうとき、事前の協議としては、やっぱり担当職員の中に女性の職員も必要ではないかというふうに思っていますし、防災会議への女性の比率が余りにも少ないということで今後、意識的に増やしていくべきではないかというふうに思っています。時間の関係で次の質問に入ります。本町と同じような過疎地域である能登半島の地震の被害・対策の現状について。能登半島地震は 2007 年 3 月にも発生しています。その際、輪島市長は、能登半島先端の各自治体をつなぐ国道は数か所で大きなダメージを受けるとともに、県道市道も被害を受け、自治体間の不通、通じない状況や孤立集落が発生し、改めて道路が生命線であることを認識させられましたと言っています。また、今回の地震の被害について、水道管の耐震化が進んでいない住宅の老朽化や耐震化の遅れなどの状況が被害を拡大したと、拡大した可能性があるとの指摘もあります。また、2020 年の時点で奥能登の高齢化率は約 5 割で、避難の困難さや避難生活に耐えられない状況もあります。また、役場職員、役場、市役所職員は、2006 年の合併以降、2008 年にかけて急激に減少し、2021 年には 2007 年に比べて、20%も減少しています。このような道路の整備や水道家屋の耐震化、高齢化、そして職員の減少と本町にとっても全く同じ問題を抱えています。このことについてどのように考えますか。

○中本正廣議長  
橋本町長。

○橋本博明町長

はい、改めて御指摘を頂きました能登半島地震を踏まえてですね、当然本町においても、同様の問題を抱えてるわけでございますので、これをしっかりと勉強させていただきながら、対策につなげていかなければならないと思っております。一つ特徴としてはまずはもうこれも再三お話をしております、半島状の地形の中でですねその先端で起きた地震ということで、そもそもその場所にアクセスすることが難しいということが今回の大きな特徴でございました。これ本定例会の冒頭に、坂の吉田町長から現場に行かれた感想というか印象を私もお聞きをしましてですね、発災当時のアクセスももちろん大変だったけれども、これから復旧復興を見た場合には、それこそその場所に行くことが難しいということが大きな壁になるというふうに言われておられました。坂町も、大変な被害を受けましたけれども、その場所にアクセスするという意味では、かなり容易だったのではないかなと思っておりますし、実際に、現場に行く行政職員のみならず、ボランティアもですね、かなり楽に災害場所へ行くことができた。今回そのボランティアが、どう現場にアクセスするかというと、より遠い金沢市ですとか、現場に行くだけでも 4 時間 5 時間かかるようなところから伺わなければいけないという意味で言うそうですね、復旧復興もかなり難しい。なかなかかはかどらないということが予想されてると思っております。翻って本町はどうかというとやはりこれも先ほどの質問でもお答えをしたとおり、広島市から例えばアクセスするに当たってはですね、アクセスする道路がかなり少ない限定されている中で、急峻な地形もあってですね、寸断される可能性大きいと思っておりますので、その場合にどう対応するのかということがやっぱり大きな課題だと思っております。先ほどのヘリポートを確保しながらですね、空輸なども考えていかなければならないと思っております。そういう取組もございまして、職員が減ってるという御指摘もございました。本町も合併以来、これ 2 割どころではない、4 割近く、職員としては減ってるのではないかなと思っております。そういった中で、いざ緊急時にどれだけの職員が確保できるかということは、同じような、それ以上に厳しい環境にある中で、本町だけではなくて、県内の 23 市町と連携しながらですね、対応していく必要があると思っておりますし、また、県内のみならず、他県からも、だから広域の避難、広域の災害があった場合には、近隣市町も同様な被害を受けている可能性が高いわけでございますので、県を越えた、市町の連携ということもこれから視野に入れていかなければならないと思っております。それでもう一つ、木造のお話もございました。本町もですね同様に、古い木造住宅やはり多いことありますので、こういった点については、基本的には住宅の耐震の取組というのは、これもやはり財産でございますので、町内の各住宅を保有する皆さんにまずは自覚を持っていただいて、対応していかなければならないわけでございますが、被害があるということについて、その対応についての周知や啓発はやはり町としてもしっかり取り組んでいく必要があろうかと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長  
大江議員。

○大江厚子議員

はい。町長のお考え分かりました。次の質問に入ります。国は、東日本大震災を受け、法律を改正し、自治体に環境を改善する取組を促したり、避難所運営のガイドラインをつくったりなどしていますが、防災関係関連予算を見ますと、かつては防災関係予算の 4 割から 6 割を占めていた国土保全是現在 1 割から 2 割程度にとどまっ

ています。一般会計予算に占める防災関係予算の割合は、災害対策基本法が成立した 1960 年代に比べて低下しています。集計が始まった 62 年度には 8.1%だったものが、2022 年には 2.2%にとどまっています。国の防災等対策をどのように捉えていますか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。国の防災対策ということで、特に予算面の御指摘を頂きました。確かに防災予算というのは、分類の中身もあるんでしょうけれども、災害が起きたときの何というか、災害復旧復興の予算も含めて、組んでおられるようございまして、防災、災害が起きる前の対策というのが、残念ながら今の防災予算の中で余り大きくない、御指摘のとおりだと思っております。一方で、国のほうではこれ国土交通省を中心にまさに防災減災国土強靱化対策ということで、別の予算としてですね、取組をされておられまして、こちらはまさに、被害が起これないように、あるいは被害が起こった場合にも、できるだけその被害が抑えられるような、事前の準備ということで予算を組んで頂いておまして、これが最近でいうと、5 か年で約 15 兆円の規模で確保頂いておまして、本町でいうと例えば太田川の河川改修などに使われてる予算がそれに相当します。そういう取組は、別途進めていただいていると我々も承知しております。改めて災害というのは、自然災害は特に発生すること自体は、おさまられないですけれども、その日発生した災害に対してどの程度被害が抑えられるかという意味でやっぱり事前の準備、事前の取組というのがやっぱり重要だと思っております。そういう点で、この国土強靱化対策というのは、しっかりと取り組んで頂きたいと思っておりますし、この国土強靱化対策残念ながら国の予算でございますので、国の直轄事業が主な取組になるわけでございますが、同じような取組で市町あるいは県のほうでもですね、そういった国土強靱化における補助事業的なものももっと拡充されればなということを感じているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

国土強靱化対策も必要ですが、これだけ気象の変化が激しく、どこにおいても災害が起きる確率が高い今となつては、やはり避難所の確保と、それから環境の整備というのは本当に必要なことだというふうに思っています。どこに住んでいても避難所に差が出ないように、平時に国や県が災害に必要な資機材の準備や、先ほども出ましたが災害対応を支援する専門員を育成すべきだと思います。災害関連死を防ぐためにも、避難所の環境はさらに改善していくべきです。体育館、先ほど長期には体育館という話も出ましたが、体育館を避難所にする先進地はあり得ないというふうに言われています。日本の被害者ケアは劣悪です。自治体が平時に被害者、被害の対策を検討し、国へ積極的に要望していくべきだと考えます。次に、最後の質問になりますが、政府は大規模な災害や感染症の蔓延など、非常時に国が自治体に必要な指示が出せるよう、地方自治体法の改正案が 3 月 1 日に閣議決定され、今国会で成立を目指しています。地方自治法における指示権の規定を新たに創設するということになりますが、このことについてどのようにお考えでしょうか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。御質問の地方自治法の一部改正について、とりわけ必要な指示を国が出せるという点ですね。改正案作成の過程において、国と地方の対等な関係が損なわれるといった、懸念も出されたということで聞いております。これについては、国が指示を行う際には、あらかじめ自治体に現場状況を確認できる資料や意見の提出等、適切な措置を講じるよう努めることが明記されたと聞いております。そういった意味では御懸念についての対応はそれなりにされていると思いつつも、やはり特に今回のような大きな災害のときにですね、どうしても、自治体あるいは県の対応レベルを超えるようなことも当然、可能性としてはあるわけで、そういったときにやはり国の力というのは大きなものがあると思いつつございます。東日本大震災でもそのような事例が確かにございました。災害対応でございますので、1 番、町民市民に近い自治体が取組むということは、当たり前のことだと思いますけれども、その力が及ばないところではどうしても国の力が必要であると。そういった意味は今回の法改正というのは、町民の安全確保には有用なものだというふうに考えているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

指示権の新たな創設は、今言われましたように、自治事務が自治体の自主的判断を尊重するという地方分権の性格を根本的に変えることとなります。例えば、災害においては個別法で対応できるというふうに考えています

が、地方自治法に指示権の規定を新たに創設するっていうことは、本当に大きく、大きく捉えるということになっていきます。国と自治体は上下主従ではなくって、対等協力的な関係です。現場を直接見ていない国の指示が、かえって混乱を広げる懸念も大きく、さらに、この法改正が、どのような事態を想定しての制度なのか曖昧で、自治への安易な介入を招くことも危惧されています。またさらに私たちの権利や自由が制限されてしまう緊急事態条項を憲法に創設するということにもつながりかねません。このような拙速な改正、改定には私は反対していきたいというふうに思っています。次に、岩国米軍基地に関する問題の質問に入っていきます。米軍騒音機の実態は本町ではどのような状況になっていますか。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、御質問頂きました役場本庁の屋上に設置しております騒音集音器での計測について御説明申し上げます。騒音回数、回数といたしましては、令和3年度の304回が最大となっております。本年なお本年令和5年度では、4月から11月までの集計出ておりますがこの回数が177回、前年同期で137回、令和3年度の同期で128回ということで比較しても、かなり過大な回数となっていると感じております。以上です。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい。私がチェックしたところでは12月も出ていて、12月が33回、計210回というふうになっています。今言われたように本当に増加しているなというふうに思っていますし、吉和では、あそこは廿日市が設置しているんでしょうか。もう2月の集計も出ています。驚いたことに、2月1日から25日まで、この間、6日間は機器のトラブルのため欠測していますが、その中で91回の騒音が確認されています。しかも2月7日は30回、2月7日の12時台は24回、2分間に1回ぐらいの騒音が測定されているということで、かなり異常な状況が見られます。どういふふうにこの騒音がさらに増加していくのかちょっと恐ろしいような気さえします。さらに北広島町八幡では106.8デシベルという記録もあります。異常な事態だというふうに思っています。はい。では次に、昨年、11月29日に屋久島沖でアメリカ空軍のオスプレイが墜落し、乗組員8人全員が死亡されました。事故後アメリカ軍は世界で運用する全てのオスプレイを今一時停止しています。この墜落したオスプレイは、米軍横田基地所属で米軍岩国基地から嘉手納基地に向かう途中でした。岩国基地は、関東方面と沖縄の間をオスプレイが移動する際の中継基地、給油地として対応しています。もしオスプレイがさらに岩国基地に駐機して訓練するとなれば、米軍機の訓練飛行エリア567にある安芸太田町としても、このような事故に巻き込まれる可能性が十分にあります。オスプレイの危険な運用についてどのように考えていますか。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい。本件に関しましては日米安全保障条約に係る案件というふうに理解してございます。質問の趣旨は理解できるんですけども、基礎自治体として、町としての行政事務の範囲を超えますので、見解は控えさせていただきますと思います。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

さらに質問します。日米両政府は昨年7月、日本国内の山岳地帯で米軍オスプレイが飛行訓練をする際の最低高度を従前の150メートルから60メートルに引下げました。赤と白の色つきの鉄塔は高さが60メートル以上のときに赤白の鉄塔になるようなのですが、あの1番低い鉄塔ほどの高度になります。そんな低空の訓練が許されています。在日米軍のオスプレイは現在、横田基地6機、沖縄普天間基地に24機が配備されています。12年に配備が始まって以降、事故や緊急着陸など計34回が発生しており、さらに2016年には、記憶も新しいと思いますが、沖縄県名護市に、沿岸に不時着し大破する事故もありました。このように、オスプレイは機体の構造的な欠陥が指摘されています。米軍は今回の墜落事故を受けて、500機近い全軍のオスプレイの飛行を飛行活動の復帰を確保するための原因調査などを行うという目的で停止していますが、アメリカメディアは3月1日にも飛行再開計画が説明される見通しと報じました。また、陸上自衛隊のオスプレイも飛行停止を続けていますが、飛行再開に関して、防衛大臣は、米軍の情報を踏まえて適切に判断すると述べています。アメリカで生産するオスプレイは2026年で生産ラインを閉鎖するとのことです。オスプレイは世界で唯一日本だけが購入しています。機体の不具合や事故の多発などで海外からの調達がなく、日本以外ではなかったということです。オスプレイは空飛ぶ棺

おけとも言われています。米軍自衛隊配備のオスプレイの飛行再開中止を求め、さらにはオスプレイ配備を撤回することを求めるべきではありませんか。

○中本正廣議長

長尾総務課長。橋本町長。

○橋本博明町長

はい、改めて御質問頂きました。米軍の資機材については当然安全に運用していただくのは当然のことだと思っておりますけれども、個別の話についてですね、町としての見解を控えさせていただきたいと思っております。以上です。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

さらに、米軍機、米軍軍用機の空中給油について伺います。岩国基地海兵隊所属の軍用機の浜田市・・

○中本正廣議長

大江議員、町へは判断してできるような質問にかえてください。

○大江厚子議員

はい。浜田市での空中給油が 2023 年 12 月に目撃撮影されました。浜田市のお大半は、米軍訓練空域エリア 567 にあり、米軍岩国米軍基地所属の軍用機の低空飛行訓練と見られる騒音も相次いでいます。市防災安全課は、危険を伴う訓練が通告なく行われたと見られることに驚いた、国に対応を求めていきたいとの報道もあります。本町も一部がエリア 567 に入っています。このような危険な行為がお隣の浜田市で行われています。このことについてどのようにお考えでしょうか。

○中本正廣議長

はい、副町長。

○小野直敏副町長

はい。米軍空輸機が浜田市上空で目撃されている件について御質問頂きました。この件につきましてですね、対外的な窓口を私やっておりますので、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。浜田市におかれましては、島根県のそういった関係する市町で協議会をつくっておられます。そういった関係で、今回の問題につきましてもですねその協議会を通じてですね、取組をされるものと考えております。それを踏まえまして、当町でも、広島県内の関係市町、三次市、廿日市市、江田島市、北広島町、それから当町、それから広島県も入った会議を設けております。そういったこともございまして、今回の件につきましては、県境をまたぐ案件でございまして、広島県が中心となりまして、情報収集をして、しっかりと対応してまいりたいというふうを考えております。以上です。

○中本正廣議長

はい、大江議員。

○大江厚子議員

はい、次の質問で、その関係自治体の会議についての質問を予定しています。その質問に入ります。米軍機による低空飛行の被害状況に関する各自自治体の会議が 1 月 22 日に行われましたが、その内容について伺います。

○中本正廣議長

小野副町長。

○小野直敏副町長

はい、御指摘の会議につきましては、先ほど申しました構成市町と広島県が入って実施をしております。これは、各市町からですね、基本的には副市長、副町長が出席して、廿日市が事務局になっていただいておりますので、廿日市の役場で実施しております。会議ではですね、先ほど総務課長が申しあげました各市町の飛行の目撃回数、騒音の回数を報告してですね、また広島県が国のほうへ提案した、低空飛行訓練中止等の報告がございました。加えまして、この 3 市 2 町で今後行う要請書につきまして内容の精査を行い、今後、外務省と防衛省へ提出していこうと要請活動していこうという話などをしたところでございます。以上です。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

その要請書は今から作成ということになるということ、内容はまだ決定はしていないと。はい。2022 年の、私やはり一般質問いたしましたそのときの副町長の答弁で、5 団体と連携しながら、米軍機による低空飛行訓練の中止でありますとか、騒音測定器増設などによって騒音被害の実態把握及び必要な対策の実施、それから航空機

の安全対策徹底、これらを引き続き連携しながら取り組んでいきたいというふうに述べられています。本町においても測定器の増設を要望されていると思いますが、その後の経過についてはどのようになっていますか。

○中本正廣議長

小野副町長。

○小野直敏副町長

はい。先ほど申しましたとおり、この会議には広島県が入っておりまして、広島県からも国へ提案しております。我々も、防衛相、外務省のほうへ要望を行っております。その中で、引き続きまず構成する市町ではですね、自らの財源で測定器を測定している町もごございますので、まずはそこを国のほうへ置き換えてもらいたいということ。それから、先ほどのエリア 567 の我々は端のほうでございませうけれども、やはりもうちょっとまずはエビデンスを集めて要望していこうということもございまして、昨年同様、要請書にはそういった文言を入れて要請してるところでございませうが、いまだにそれに対する回答というのは頂いていないとこでございませう。以上です。

○中本正廣議長

はい、大江議員。

○大江厚子議員

回答を得られていないというのは国のほうからということで、防衛省からということ。はい。エビデンスも本当に必要だと思いますので、その意味も込めて、本町も 1 か所だけではなく 2 か所 3 か所、方向の違う場所へ測定器を設置することが必要だと思います。次に、次の質問に入ります。廿日市市長は、米軍機事故がある都度に、国やアメリカにアメリカ合衆国、駐日全権大使に要請文を出しています。2009 年から 30 回ほど要請を出され、本年度、2023 年度は 3 回出されています。最近では、11 月 30、昨年 11 月 30 日に、米軍機事故に関する対応について要請をされています。常態化している低空飛行訓練、騒音問題、また先ほどから申し上げています、オスプレイの飛行再開中止、さらにはオスプレイ配備の撤回、空中給油、危険極まりない米軍機の運用について、やはり、廿日市のように事故があるたびごとに、要請はしていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○中本正廣議長

小野副町長。

○小野直敏副町長

はい。廿日市の取組について御質問頂きました。本町では、御指摘のとおり、事故が発生するそういった都度、要請書の提出等は行っておりませう。しかしながら先ほど申しましたとおり、関係市町で連携し、県も入って取組を進めているところでございます。そういったことを踏まえましてですね、この会議で必要なものを調整して、やはりこれまでどおり関係市町と連携してしっかりと、1 名ということではなくて、しっかりと関係市町が連携してですね、国あるいは県のほうへ要請してまいりたいというふうに考えております。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

廿日市も先ほどの協議会の中には入っています。その上で、廿日市として要請されていますし、本町は先ほどから言ってますように、空域訓練区域エリア 567 に入っています。その意味でも、やはり、本町として独自の要請というのはしていくべきではないかというふうに思います。はい、外交と安全保障は国の専権事項というふうに言われています。しかし、地方自治体の長は、住民の命、安全を守る責任を負います。それを脅かすことについては、たとえ国の専権事項であれ、国へ要望すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○中本正廣議長

小野副町長。

○小野直敏副町長

はい。御指摘のことを非常に共感する部分でございます。ただ、しかし国と市町、やっぱり役割分担が違うというのは御指摘通りでございまして、我々はこの件につきましては引き続きそれを所管する、防衛省なり、関係する防衛省なりを通してですね、やはり連携して要請をしていくということが最も効果的な方法ではないかというふうに考えておりますので、引き続き連携をしっかりとしながら、取組を進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

連携は本当に大切だと思います 1 市、1 町が単独にやるというのは力も弱いのですが、それも必要、連携も必要、その辺をやはり行っていくべきではないかと思ひますし、町単独で要請行動を行うということは、町長の責任

において行うということですので、それは、安芸太田町の住民に対して責任を負いそれを果たすということになると思います。ぜひ、要請については考えていくべきだというふうに思っています。町長いかがでしょうか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。町民の安全のためにですね、町長として仕事をしなければいけないという御指摘のとおりでございます。その上で、本件答弁については副町長が申し上げたとおりでございます。以上です。

○大江厚子議員

以上で質問は終わります。

○中本正廣議長

以上で大江議員の一般質問を終わります。午後1時半まで休憩といたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後1時30分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

(「議長、5番」の声あり)

○中本正廣議長

はい、5番末田健治議員。

○末田健治議員

はい、5番末田健治でございます。最初に1月1日の能登半島地震で亡くなられた方々に、お悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に、心からお見舞いを申し上げます。また職員の皆様におかれては、暮らしやすいまちづくりの実現に向け、町長先頭に日々、御奮闘されており、敬意を申し上げます。3月に入りまして、徐々に温かさも増してきました。安芸太田町にも、春のたよりを求めて町外からのお客様もこれから増えてくるでしょう。津浪河内神社のホソバナコバイモの開花を早くも、知られた方が、県外から訪れておられます。年間を通して地域の方が、草刈り活動など、保護活動をされた成果がだんだんと出てきているように思います。話は変わりまして、先日、東京の時代劇などに使う用具を、提供する会社から、蓑を製作されている、製作者の方に、問合せがあったそうでございます。ただし、何か今のところ条件面で折り合いがつかず、商談には至らなかったような感じでございますが、全国的にみましても、蓑を製作している方は非常に少ないのではないかと思いますので、近い将来、安芸太田町の蓑が、注目を浴びる日も、必ず来るのではないかと私は確信をしております。さて通告しております私の一般質問でございますが、もうお気づきのとおり、4問中3問が、重複うか重複しておりますので、しかし、改めて質問させていただきますので、よろしく願いいたします。最初に、通告しておりますのは小型合併浄化槽の更新時の助成制度の創設を問うということでございます。下水道未整備地域における小型合併浄化槽設置過程において、近年においては劣化により、更新整備をする必要が生じていると聞き及んでおります。その際、初期整備には補助制度がありまして、更新費用に対する負担という、補助というのがないわけでございます。特に年金等で生活しておられます高齢世帯などについては負担が重くのしかかってくると思われれます。下水道未整備地域では通常の維持費の負担について、清掃管理費用については条件付で負担の軽減措置として金額の一部助成も行われております。一方、ただいま申し上げましたような更新費用は、新規設置と同じように、大きな額の費用負担が生じておりますので、このままでは、行政上、行政運営上の不公平が生じることになるのではないかと思います。現状を鑑みて、早急に助成制度を整備し、解消していただきたいというふうに思います。見解を伺います。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい、浄化槽の更新の補助制度について質問を頂きました。本町の浄化槽設置基数は、し尿と生活雑排水を処理する合併浄化槽が937基あります。空き家や事業所等を除き、住民の方が使用されているものは610基ございます。また、し尿のみを処理する単独浄化槽が113基ございます。平成13年から新設浄化槽は合併浄化槽の設置が義務づけとなっております。本町では、それ以前から設置されているものもあり、古いものでは設置から34年を経過しているものがございます。合併浄化槽設置補助金は、条件にもよりますが、国庫補助金、県支出金、それぞれ3分の1の財源措置があり、残りを町費で負担しております。現在は国庫補助金の交付要件に満たすものを交付対象としており、町集合処理区域外の設置、くみ取りまたは単独浄化槽の住居に設置する場合を交付

対象としております。既に合併浄化槽が設置されている場合は交付対象になっておりません。しかしながら、合併浄化槽の耐用年数は一般的には、昨日も申し上げましたが、30年と言われていることから、経年劣化による修繕や更新が必要になるものと認識しております。更新の支援も国、県の支援も含めまして、今後、他市町の取組状況や財源措置について確認を行い、合併浄化槽の更新時の補助制度新設について、慎重に検討したいと考えております。なお、合併浄化槽は、地域のみならず、下流域の環境保全について、町の下水道とともに重要な役割をも担っているものですが、現在の町下水道区域外の合併浄化槽の普及率は、令和4年度末ですが、68.4%であることから、町下水道への加入促進とあわせて、合併浄化槽の設置についても引き続き、推進していきたいと思っております。以上です。

○中本正廣議長

末田議員。

○末田健治議員

はい、ただいま建設課長のほうから答弁を頂きました。現在の設置、新設の場合は国県の補助があるようでありますから、単独で制度を創設するということは町の負担も当然、3倍になるわけでありますから、大変今厳しい状況だとは思いますが、いずれにしても、下水道が整備されておる区域においては、その負担は生じないわけですから、住んでおられる方に、その負担を押しつけるというのはですね、更新時の負担を押しつけるというのはまさに行政上においては不公平が生じると。これは重々承知を頂いておりますので、当然国への要請など行っていただくとともに、町としても、全くその制度上ないということでは、現状でも3分の1は町が負担をしておるわけですから、そういった意味で経過措置であっても、幾らかの町負担の制度の創設というのはですね、検討頂く必要があるのではないかとこのように思いますので、その点、強く、この場を借りて要請をさせていただいておきたいというふうに思います。はい、それでは続きまして、2番目の、後継者不足時代の持続可能な農業の振興についてということで伺います。本町の農業は8割は、圃場条件といいますか圃場整備が未整備な状態の中で農業活動が行われております。このことについては私も何度か質問しておりますので、当然皆さん御承知のとおりでございますが、今回の質問の視点としましては、環境保全のまちとしてアピールする取組を、進めてはいかがかということをし、そういう観点から、質問をさせていただきたいというふうに思います。まず、その前提として、安芸太田町の水田農業の現状について伺います。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。安芸太田町の水田農業の現状について御質問を頂きました。圃場整備された水田は、認定農業者を中心とした町内の担い手に集約され、畑として耕作をされております。一方で、急傾斜地の狭小水田など、圃場整備されていない水田につきましては、集積に不向きなため、自家消費用として耕作される状況が続いているところでございます。水稲は畑作物に比べ手間がかからないこともあり、耕作者が亡くなって町外に住んでいる親族が休日に耕作される事例もありますが、年々耕作をやめる水田が増えていると感じているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

末田議員。

○末田健治議員

はい。答弁頂いたとおりだと思います。農家の跡継ぎの方が、かろうじて、その後を継いで頑張っていくという農家も僅かにはございますが、現状においては次の担い手がいないという農家がですね町内見渡しても、現状だと思いますが、後継者の現状について把握されている数字がありましたら、答弁ください。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、後継者の現状でございます。令和4年度に策定いたしました安芸太田町農業振興ビジョン策定のため、農業者にアンケートを行った結果でございます。後継者不在の割合が増加をしております。後継者がいる割合は33%と、平成25年度に行った同様の調査55%と、後継者不在の割合が増加しているところでございます。また、農地を守る後継者が実質的に不在の農家は40%で、今後やめる、縮小すると回答した農家が30%ありました。回答者のうち2割は町外で広島市から近い立地にあり、不在地主であっても農作業に従事している通い農業の方もおられました。一定の所得確保を目指し、定年帰農を志向する人もいるという回答もあり、今年度創設いたしました町独自小規模生産出荷農業者の認定により、支援を行うことで多様な地域営農の担い手が確保できればと考えているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

末田議員。

○末田健治議員

はい、令和4年に実施をされたアンケートでは、50%から33%にダウン。後継者の現状については、今後、やめる、あるいは縮小していくという方が3割もおられるということでもあります。そうしますとやはり、安芸太田町の水田、特に水田を含めた農業のその現状というのは、大変厳しい状態が進行しておることが今の答弁の中からうかがえるというふうに思います。そこで次に水稲の作付状況の直近数年間の変動についてお知らせをください。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。水稲の作付状況の直近、数年間の変動についての御質問でございます。近年は、水稲生産計画書が提出された、計画書に基づき集計した、水稲作付面積でございますが、令和元年度から5年度にかけてまして、令和元年度217ヘクタールでしたが、令和5年度は195ヘクタールと減少傾向にあります。町内の水田面積が512ヘクタールと把握していることを踏まえますと、作付割合が4割を切っている状況にあります。事情を全て把握しているわけではございませんが、耕作者の死亡や高齢化に伴う、耕作休止が主な要因と考えています。以上でございます。

○中本正廣議長

末田議員。

○末田健治議員

はい。今の産業課長の答弁から見ましても、水田面積から実際の作付されている割合というのは4割というふうに減少しております。さらにちょっと、最近の異常気象による、水不足がございますけれども、これの妨げになっているかいないか。調査もしくは分析をされておればお知らせください。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。水不足についてでございます。水稲の栽培におきまして、水は欠かすことができないものですが、近年の異常気象により水不足が顕著となっており、作付に影響が出ている声はお聞きしております。特に今年は暖冬ですので、夏の水不足を心配しているところでございます。考えられます対策としては、水路改修工事などによるかんがい機能の整備が挙げられます。大規模な改修工事については、国庫補助事業を活用しており、比較的小規模な工事については、単県補助事業を活用した水路改修工事を、毎年行っておりますので、要望があれば適宜対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

末田議員。

○末田健治議員

はい。異常気象によって水不足というのは農家にとって1番の痛手であります。そこにその水不足で追い打ちがかかればですね、耕作に対する意欲というのがぎりぎり頑張っておったけども、それを契機にやめるというふうなこともですね私の住んでいる地域でも、見うけられるわけでございます。次に質問の趣旨の内容に入っていきますけれども、町内で、畑も含めてで構いませんけれども、有機栽培の現状について把握されていることがあればお知らせください。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。有機栽培の現状についての御質問でございます。有機栽培の正確な定義によりますと、有機JAS認定を受けたもの以外は有機やオーガニックと名をのって販売することができないというふうな書いてありました。例えば、農薬については、水源上流域の農薬使用状況でございますとか、農地の残留農薬について、過去に遡った審査が厳しく、無農薬栽培という表記は誤解を招くため、農薬は栽培期間中不使用と表記することもされているというふうな聞いているところでございます。こうしたことから、有機栽培のハードルは販売に関して高いものとなっているところが現状でございます。町内での栽培状況については、町としては把握できておりません。一方、肥料価格高騰の対策として、無償で配られているJAの鶏ふんを肥料に利用した取組が町内でも進められております。松原地区での実証実験による化成肥料とそん色のない、収量や食味値が確認されていることから、引き続きJAにおいて町内農家への普及が、図られるものと考えているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

はい、末田議員。

○末田健治議員

ここから私が聞きたいちょっと核心に入っていくわけですが、竹チップ堆肥栽培などの有機栽培などの特色を活かした栽培への誘導の考え等についてあれば答弁ください。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、竹チップ堆肥栽培など有機栽培等の特色を活かした栽培への誘導の考えはとの御質問でございます。竹チップ堆肥につきましては、町内特産農家の牛ふんや繁茂する竹を活用した循環型肥料であり、環境や里山保全の面からも大変意義のある活動だと認識をしているところでございます。しかしながら、1番の課題は、製造工程における加工人員の不足であると同っており、町内へ普及するには人員の確保と、それによって生産量を確保することが必要と認識しております。これらにつきましては、循環型でありますとか、無農薬にもつながる、また放置林の対策にもなっているというふうを考えているところで、町といたしましてどのような活用があればということも少しですね深掘りして進めていきたいというふうを考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

末田議員。

○末田健治議員

先日、地域包括支援センターの取組の中で、土居地区における取組の発表がございました。協働のまちづくりの実践行動に地域を挙げて取組をされており、心から敬意を申し上げますところでございます。一方コロナ禍により同行組織という強いつながりの中で執行されておりました葬儀は、現状ほとんど家族葬に変わりつつあります。そして、昔というか以前、共同作業により成り立っておりました一昔の農業は、その結果地域の強い結びつきにつながっていたというふうに思います。その後は、機械化によりまして、自己完結型農業になりまして、地域のつながりも、だんだんと希薄になっていったのであります。地域をつないできたものが、時代の流れの中でどんどん、変わりつつあります。農村の基本をなす農地保全に貢献してきた農業の後継ぎが崩れますと、地域全体が、荒廃につながっていきます。現状では、中山間地域直接支払制度などを活用して、共同での竹チップ堆肥づくりなどを通じて、農村の現風景の保全、そしてその結果国土の保全を図るべきというふうに思います。中山間地域保全の交付金事業にのみ耐えるのではなく、環境保全農業などに対して、補助制度を創設しても、取組を強化すると同時に、環境保全の町として、アピールをする取組を進めてはいかがでしょうか。町長は風力発電事業計画に対して、安芸太田町の自然環境を守るため、ノーと回答をされました。今後も持続可能なまちづくりを進める上で、あらゆる事業、あらゆる施策において、環境のまち安芸太田町として、アピールをしてはいかがでしょうか。町長の見解を求めます。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。末田議員より、環境のまちとしてアピールをするべきではないかという、御質問を頂きました。改めて農業によってですね特に共同作業が地域のつながりをつくってきたということは御指摘のとおりだと思っております。ちょっと考えますと、花田植えなどはですね、どの地域でも取組がされ、やはり大変重労働でございますので、それぞれの田んぼはあるんでしょうけれども、協力しながら取組をしてきた、その名残ではないかなというふうに思っております。そういったつながりが、それだけではないかもしれませんが、薄くなってきたということもまた、御指摘のとおりかと思っております。他方、現風景の保全、国土保全という観点でも、農業が果たした役割というのはあったわけですが、それがなかなか今、稼ぐという意味での農業が成り立たなくなってきた、結果として地域の現風景の保全というところにまで影響してきているというのも、御指摘のとおりかと思っております。その意味では、荒廃した農地をどうするのか、これは昨日も御質問がございました。本来であれば、農業の中で管理をしていただければ、あえて行政が手を出さなくてもいいところだったものが、そういうわけにいかなくなっているというところからございまして、なかなか難しい課題だと思っておりますけれども、本町においても改めて、農業振興ビジョンなどを策定してですね、小規模農家さんでも、何とか、農業を続けていただけるような取組を進めていきたいというふうに思っております。他方で、環境の保全という意味では本町農業以外にも様々な取組をさせていただいております。地球温暖化の関係、温室効果ガスの排出対策なども取り組んでおりますし、また今回、大規模な開発行為の適正化に関する条例も提案をさせていただいているところでございまして、いずれも本町としては大変重要な資源であります環境を意識して取り組んでいるつもりでございます。また今後ですね、水を活かしたまちづくりという

こともお話をさせていただいておりますけれども、そういったもろもろの取組を含めてですね、本町として環境をアピールしていく環境の町であるということアピールしていくというのは大変重要な取組だと思っております。ぜひ、次年度、特にですね長期総合計画新たな長期総合計画を立てることもなっておりますので、その中でもしっかりと盛り込ませていただきながら、あらゆる機会を通じてアピールをしていきたいと考えているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

はい、末田議員。

○末田健治議員

本町の水田、特に水田農業については、圃場整備の率は2割弱ですかね。そういったことから、町内であります農業を中心に行っております法人組織においても、条件の整った地域でないと、それは請け負っていただけないということがございます。それは当然、効率が悪いためですね。かといって効率が悪いからといって、莫大な耕作費用をかけるわけにはいきませんので、どうしてもそういったところが荒れていくということにつながるわけです。土地が荒れるということは結局その地域に住むことが難しくなってくるということが同時に発生するわけですから、そういった観点で、本日の質問させていただいております。しかもそれは、例えて申しましたが竹チップの堆肥を地域で、共同で取り組むことによって、昔失われておった農業、手間替えではありませんがそういったことにも変わる新しいその地域の共同体ができるんじゃないかなというふうに思いますし、孟宗竹という極端に言えば無尽蔵にあります。資源をね、有効に活用することができますし、そこを整備すればまた里山がきれいになる、いうふうなそのいい好循環が出てくるというふうに思いますんで、本年度、産業課のほうでは地域計画の取組が進められると思いますが、ぜひそういった視点も十分に踏まえていただいて、その地域計画についての、いわゆるそのリード役をやっぱり担っていただきたいなど。そして地域のその活動のどうかきかけをぜひその地域計画の中で作っていただいて、農村がまさに安芸太田町は、本当に環境にすぐれたすばらしい町になるように、ぜひこの取組をですね、推進をしていただきたい、いうふうに思います。次の質問でございます。県道澄合豊平線の路面補修についてでございます。県道澄合豊平線については、大型車の通行によりまして路面が大変傷んでおります。車両通行時に、振動が発生し、家屋への影響も出ているというふう聞いております。県に早急な対策をとっていただくように、要請をすべきではないかというふうに思います。その点についてまず答弁を求めます。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

県道澄合豊平線の路面補修について御質問頂きました。県道澄合豊平線の特に修道地区の路面状況は、路面の老朽化に伴いまして、亀の甲状態及び轍の状態になっており、劣化が進行しております。特に損傷の著しい箇所は、ポットホールが発生し、補修修繕を実施するものの、大型車両の通行時には振動も発生する可能性があるものと思われまます。当該路線の修繕維持は安芸太田町へ県より権限移譲されております。ポットホール程度の損傷につきましても、その都度、町で対応しているところですが、修繕維持で対応可能な範囲を超えるものにつきましても、県での対応となり、連携を図って対応しているところですが、議員御指摘の状況は、この修繕維持の範囲を超える損傷と考えており、県での対応で、既に依頼をしているところでございます。引き続き、早期の改修となるよう要請を続けてまいりたいと思っております。以上です。

○中本正廣議長

末田議員。

○末田健治議員

この県道澄合豊平線というのは御承知のように材木市場から大朝の某企業までの木材の運搬が、日々何台か通行しております。昔とは違いまして、車両自体がものすごく大きい。積載量がやっぱりすごいわけですよね。それ、業者としては一度に大量の材を運ぶということが経費の削減になりますからどうしてもそういう車両を選定されて、運行されます。それは業者の責任じゃありませんけども、要はそういう重量のある車両が通りますと、路面状態が悪いとですね。それがどんどんどんどん、振動によっては凸凹が激しくなり、そして損傷もだんだんひどくなるということでもあります。県道澄合豊平線の場合は、一般国道と違いまして、歩道部分がないんですよ。ですから、もちろんその国道でもそういう箇所がありますけれども、家はその道路から近いということが1番の原因なわけですよ。そのことによって、路面状態が悪い振動が発生するそれが家に響くという、こういう繰り返しになっておりますんで、これは直接町のことでございませませんが、住んでおられますのは安芸太田町民でございまして、ぜひそういった現状を県のほうへお知らせを頂いて、早急な対策を講じていただくことが、住んでいるおられる皆さんの安全安心につながるというふうに思いますので、この点については、そういう要請をさせていただいてこの質問については終わります。はい。最後でございまして。道の駅再編整備の現状について伺います。まず1番目はですね、

進捗状況を問うということで、整備スケジュールについては、冒頭、この定例会冒頭町長のほうからも方針が述べられておりましたが、スケジュールについては予定どおり進んでおるかどうかについて伺います。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。道の駅の整備の進捗状況でございます。道の駅再整備事業の施設整備から運営を担うPFI事業者の公募選定に手続におきまして参加表明を行った民間事業者から1月に提案書を提出されたところであり、今後、3月20日にプレゼンテーションを受け、年度明けにも、優先交渉者を選定する予定でございます。来年度につきまして、道の駅来夢とごうち再整備基本計画の事業工程に示しているとおり、令和6年6月に事業契約を締結し、設計施工を経て令和9年度からの開業に向けて、順調に推移をしているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

末田議員。

○末田健治議員

はい。整備スケジュールについては、令和9年開業に向けて順調に進んでいるという答弁でございます。そこです、私が1番、関心を持っておりますところは、整備の基本であります土地利用計画などの整備方針について伺います。といいますのは、住民の方もですね、情報を十分、御承知ないという中で、私に対する質問だったと思うんですが、チャレンジショップでありますとかあるいはセブンイレブンとか、それから町道が走っておりますがそういったことが一体どうなるのかと。それがきちっと整備をされた上で、整備をされるならば、わしらも歓迎じゃけども、従来の敷地の条件の中で整備をするんじゃないか、無駄な金を使うことになるんじゃないか、それじゃわしらはあんまり賛成できないというふうな御意見も、聞いておりますんで、その辺のチャレンジショップやセブンイレブンなど既存店舗の移転計画など、その合意についてはどのような状況でありましょか。答弁を求めます。

○中本正廣議長

はい、菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。整備の基本でございます土地利用計画等の整備方針についての御質問でございました。道の駅の将来像であります町の産業観光へのエンジンとなる道の駅を実現する上で、事業予定地を有効に活用し、利用者にとって魅力を高めることが、重要と考えているところでございます。事業予定については、民有地、町有地、町道が混在しており、周辺部では民間事業者が営業している状況ですが、新生道の駅が集客施設として効率よく稼働するため、それぞれの土地で使い方を分け隔てることなく、限りある事業予定地を使って一体的に整備を行う方針としています。具体的には、民有地につきましては、引き続き町の活性化に資する土地利用として、所有者の理解を得ながら、町が借り受けることとしています。他方、既に店舗を構えている民間事業者に対しましては、道の駅内外への店舗の移転を含め交渉を進めており、前向きに検討頂いているところでございます。また、事業予定地に隣接する町道は、施設内の回遊性や安全性を低下させる要因となることから、廃止を視野に入れて調整を行っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、末田議員。

○末田健治議員

はい、産業課長の説明では、町有地あるいは民有地含めて、予定どおり進んでおることではございますが、現在のチャレンジショップとあるいは周辺で借受けて営業されている事業者について、全員、全員いいですか、参加しないという方おられるんですか。全員参加されるわけですか。

○中本正廣議長

はい、菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、チャレンジショップにつきましての御質問だと認識しております。計画を策定時から既にですね、計画について説明しておりますし、また、事業に参加表明を行いたい民間事業者とも事前に、話し合いを設けて、希望でありますとかそういうことも言うておられる、そういう機会もつくっているところでございます。したがってこれらの事業者については、参加の意向で話を聞いているところでございます。今後、またですね、民間事業者が決定し、ある程度、条件が整い次第ですね、協議に入っていく予定としております。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、末田議員。

○末田健治議員

まだ、これから意思を表明される方もあるというふうなことを伺いました。この道の駅整備については、非常に安芸太田町にとりまして、非常に大きなプロジェクトでもございます。そういった意味では安芸太田町の命運を握るといいますか、そのような施設にもなるというふうに思っております。安芸高田の道の駅ができたときもですね、年度中途でもう100万人を超えたというふうなことも新聞で発表されたことを聞いておりますが、安芸太田町の場合もですね、そのような状況がつかれるように、この道の駅へ、安芸太田町の力を総力を結集してやるわけですから、それだけの整備をですね、今後図られるようにお願いをいたします。今月末をもって国土交通省のほうに帰られます木本参事も、この道の駅整備にはですね、御尽力を頂いておるといふふうに聞いておりますので、これまでの関わられた中での思いの一端を語っていただければというふうに思います。

○中本正廣議長

はい、木本参事。

○木本英哲参事

はい。御指名頂きましたので私のほうから道の駅に関して、少しお話をさせていただきたいと思います。先ほど、産業観光課長もお伝えしたとおり、PFI事業としては順調に進んでいくという認識でございます。国土交通省からも、道の駅についてはですね、いろいろアドバイスを頂いておまして、私としまして、安芸太田町らしい道の駅として、新しく、令和9年に、リニューアルオープンということで、訪れる方がですね何度も来てもらえるような、楽しめる道の駅になるように期待しながら、尽力した次第でございます。こういったところを踏まえてですね、ぜひ引き続き、まだ整備のほうは残っておりますが、しっかりやっていきたいと思っております。以上です。

○中本正廣議長

末田議員。

○末田健治議員

木本参事にはですね、できることなら、完成までおっていただければ非常にありがたかったわけでございますが、人事のことでございますので、なかなかそうはいきませんが、大変御尽力を頂いたことに対して感謝を申し上げます。また質問にはありませんが、加計スマートインターについても大変御尽力を頂いたことに感謝を申し上げます。私の質問を終わります。

○中本正廣議長

以上で末田議員の一般質問を終わります。5分間休憩いたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時20分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

(「議長、10番」の声あり)

○中本正廣議長

はい、10番津田宏議員。

○津田宏議員

はい3月定例最後の一般質問になりました。しばらくの間、時間をちょうだいしたいと思います。質問に入る前にですね、まず最初に、橋本町政、4年間の成果を振り返ってみたいと思います。令和2年5月に着任早々、新型コロナウイルス感染者の中でですね、制約のある中大変なときにスタートをされたと思います。その間ですね、国県とのパイプをフルに利用されてですね、陳情要望を頻繁に行っておられる。国土交通大臣が災害時に、視察にお見えになるということもありました。また、国道191、186、433、これが長い間、県の予算もつかず、国の予算もつかず、数年前に、政綱先生、加計高校の先生ですが、夕方帰るときにですね、土砂崩れに遭いまして、お亡くなりになりました。そういう中で、県の議長を通じ、また、県選出の県会議員を通じてですね、本当、スーカのごとく、陳情要望に行かれたそうでございますが、またそれとですね災害が結構多くてですね三段峡の被害が甚大でございました。そのときに、もう観光シーズンの前に、土砂崩れがあったところをですね、早急に迅速に対応していただきました。今も、先日も、水梨林道が、崩れて通行止めになってるそうでございます。今後もですねそういうふうに迅速な対応をできればと思っております。それともう1点、先ほどから出ております加計スマートインターのフルインター化、これがですね、こんな近い距離でフルインター一体どうなることかと思っておったんですけども、国土強靱化対策の中で、186、191が崩れたときに孤立する可能性があるということで、国交大臣に、お願いに行きましたところ、フルインター化が可能になったと聞いております。本当にありがとうございます。またJRの橋梁の撤去を、これ自己負担でやらにゃあけんいいう県の見解だったんですが、これもやっぱりですね、陳情要望に行かれ

まして、議長も苦勞されたそうですが、国の補助金を使うことができた、すばらしいことだと思います。それとですね、やっぱりもっとも、この町長の活動の中で、私がもうすばらしいと感じておるのは、地域通貨、限定通貨ですね。キャッシュレスとDXと。デジタルというのは、本当の高齢化22.1%の、この地域において非常にハードルが高いことだったと思うんですが、何と先日、moricaに給付金を去年の6月ですか、3万円ずつ、ポイントで、非課税世帯1,204世帯もあるんですね、3,000世帯の40%が、給付金を頂いたということですが、ということは逆に我々の町では収入が少ない人が、多過ぎるんじゃないかという、逆に疑問を持ったようなところでございます。これもですね、moricaによって、93%も、それを使っていたというの、もう確実に普及が進んでおる成功例だと思っております。またですね、木本参事、国交省からお見えになって、太田川の総合開発治水ダム建設、広島市の広域連携、これも7月に国交省財務省、それから首相官邸まで、広島県知事、広島市長、そして、橋本町長と、陳情要望に行かれまして、ほぼ決定済みのご様子。それから、統合対象であった、10年前ですね加計高校、これは80人切ると統廃合対象になるよという県が一方的に示された中でですね、本当地元でお金も使い知恵も使い、黎明館を建設してですね、県下でトップの倍率2年続けてというすばらしい成果を上げておられます。また、わがまちスポーツの中で、安芸太田町ウォーキングを非常に熱心にやっておられまして、その中で、県のほうも、400万であります、その予算をつけていただき、そして温井ダムの湖面活用、ウェイクサーフィンの世界大会をやりたいという形で、国交大臣もお見えになって調整をしておられるそうです。その他多くの実績を積んでこられたように思います。担当職員、町長、議長に、敬意と感謝の念を表し、通告しております一般質問を一括方式でさせていただきます。それでは質問に入ります。まず最初に安芸太田町の花粉症対策に関する取組について質問します。花粉症は今や社会現象ともとらえられ、令和元年の日本耳鼻咽喉科免疫アレルギー感染症学会によれば、花粉症を有する者が42.5%となっており、実に国民の半数近くが、花粉症患者ということになります。花粉症は、アレルギー疾患対策基本法に規定されているように、アレルゲンに起因する免疫反応による人の生態に有害な局所的または全身的に反応に係るアレルギー疾患の一つであり、花粉症の有病率は、平成10年で19.6%、平成20年時点においては29.8%、令和元年時点において42.5%、約10年ごとに10ポイント程度ずつ増加している現状があります。また花粉症を含むアレルギー性鼻炎に関わる医療費は、保険診療で令和元年度時点において約3,600億円と推定されています。花粉症全体の中でスギ花粉症の割合が非常に多く、人工林のうち、スギが多くを占めているのは、戦争中に、戦時中に荒廃した森林に対し、国土保全等の公益的機能の発揮する、を図るとともに、戦後の旺盛な木材需要にこたえるため成長が速くて、育成しやすい、樹種としてスギを造成してきたものであるようでございます。また政府は、そういうことから、昨年5月30日、花粉症対策の関係閣僚会議を開き、岸田総理は、花粉症は実効的な対策に、実効的な対策が行われず、いまだ多くの国民を悩ませ続けている我が国の社会問題と言え、一朝一夕で解決するものではなく、しっかりと将来を見据えて取組を着実に実行することが必要だと述べ、関係閣僚に対し、決定した新たな対策を速やかに実行に移すよう指示をいたしております。農水大臣は、木材の活用を加速させながら、スギの人工林を10年後には、2割程度減らし、将来的には花粉量を半減させる取組に集中していきたいと述べました。その上で、農林水産省としても、スギの人工林の伐採と住宅などに使うスギ材への転換を進めるための、10か年計画を策定し、取組を進める考えを示しています。主な花粉症対策としては、スギ材の需要拡大や花粉のない少ないスギ苗を増産、スギ人工林の伐採、植え替え、その際、森林環境譲与税を活用することにより、林業生産に適さないスギ人工林の広葉樹林化等の地方公共団体による森林整備を促進する。そして、住宅分野におけるスギ材製品への転換の促進や、木材活用、大型建築の着工面積の倍増などで需要拡大対策を進める。高性能、林業機械の導入等の支援、労働力が確保されるよう、外国人材の受入れ拡大のほか、地域おこし協力隊との連携などを取り込む。そしてスギ花粉飛散量の予測をし、スギ花粉の飛散防止をし、花粉症の治療を行い、予防行動を行うなどの対策を掲げております。そこで町長に伺います。花粉症患者の数は年々増えており、加えて、花粉症発症時期の若年化が進んでおります。花粉症の自然な治癒は難しいと考えられており、若年で発症した場合は、長く症状を抱えることとなります。花粉症に対する正しい理解を進めるとともに、有効な対策が必要であると考えますが、町長の所見を伺います。また、雇用の創出として、スギ人工林の伐採植え替えによる林業の振興、木質バイオマス発電などの新たな産業の活性化、村おこし協力隊と連携し、自伐型林業の林業方式による中山間地域の経済循環の構築政策を行うべきと思いますが、町長の見解を伺います。答弁をお願いします。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

安芸太田町の花粉症対策につきまして、花粉症に対する有効な対策が必要であるというような、御質問を頂きました。多くの国民を悩ませ続けている花粉症問題の解決に向け、国において取りまとめられた花粉症対策の全体像におきましては、発生元対策、スギの伐採や植え替え、飛散対策、花粉症の情報提供、また、発症暴露対

策、治療など、3本柱により解決するとの道筋が示されたところでございます。このうち、発生元対策におきまして、広島県はスギ人工林伐採重点区域に安芸太田町、広島市、神石高原町を設定し、伐採、植え替えを集中的に実施することとしており、本町では早速、令和6年度に約2ヘクタール程度の伐採及び低花粉苗の植栽を予定をしているところでございます。ただし、本事業では、従来の林野庁補助金に補助率の上乗せがあるものの、伐採、植え替えが、はかどるかといえば、正直十分とは思えない状況にもあります。本町においては、収益が見込める林分につきましては、伐採植え替えが一定程度進むと考えられますが、そのような林分がごく一部であることから、正直有効な対策を持ち合わせておりません。我々といたしましても、我々といたしましては、国の示す発生元対策としての伐採、植え替えの推進とあわせて、例えば発症暴露対策による治療や予防をしっかりと組み合わせることが必要ではないかと考えているところでございます。私のほうからは以上です。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、続いて林業についてもお答えをさせていただければと思うんですが、その前に、冒頭、議員のほうからです。4年間の取組について御紹介を頂きました。大変ありがたく思いながらもとりわけインフラ整備についてはですね、私どもだけではなくて、議会の皆様、議長をはじめです。率先して動いていただいた結果だというふうに思っております。行政と議会でございますので、それは是々非々でももちろん対応頂くことではありながらも、そういったやはり大きな取組についてはですね、議会の皆様が率先して、そういった形で動いていただいた結果だと思っておりますので、改めて私からも皆様に感謝を申し上げたいというふうに思っております。その上で、林業について、御指摘を頂きました。花粉症という意味では大変厄介な問題ではありながらも、本町にとりましてはですね、やはり有効な森林資源でございますので、それをしっかりと使って地域の活性化に結びつけていきたいというのは、もう議員の御指摘のとおりでございます。ただ改めてその林業、あるいは、山を使った地域の活性化というのは重要な取組だと思いつつながら、どこに力を入れるかということで、取組の方法も変わってくると思っております。林業全体、産業として林業の活性化という意味ではですね、特に森林組合を中心に行っている従来の林業というのはやはり材価が高くなっていかないと維持ができないなど。その材価が高くなっていくということがなかなか環境難しい中で、私も思いを持って進めている自伐型林業などは、産業全体としてはかなりちっちゃいんですけども、若い方々の雇用の確保になるのではないかとという視点で取組をさせていただいておりますし、また木質バイオマス事業も、木材の有効利用というか、それをお金に変えるという意味では重要な視点だと思いつつながら、今のバイオマスの燃料として使う材というのはどうしても安くなってしまつと。そうすると、これまた大型の機械を使って皆伐を進めていく林業にはですね、なかなか合わないといったような状況もある中でございますので、いずれにしても、そういった意味では、この本町に豊富な資源であります森林を使った、地域の活性化、例えば、冒頭、議員おっしゃった、町民の皆さんの所得を向上するという意味ではですね、バイオマスの燃料のような安い材でも十分それは、意味のある取組になるかなと思っておりますので、そういう視点も含めて今後取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、津田議員。

○津田宏議員

はい花粉症対策、政府のそういう政策が全然我が町にとっては効果がないんじゃないかと私も思うんですが、それをですね、この町しかできないようなやり方、例えば、もとの畑、田んぼの中を下の赤土を穴あけて接ぎ木苗を植えたのは50年生みたいのが、打梨とか地域に行くと、たくさん見うけられます。そういうところの木を伐採して祇園坊柿を植えるとか、それから広葉樹を植えるとか、そういった独自のそういう林業というのをですね、提案をして、国に補助金を我が町はこれがないと生きていけないから、ぐずぐず言わずに金出せと、そういう地方創生の時代になってますんで、そういう部署をつくっていただけたらなあと考えております。それと、先ほども、町長よく御理解頂いたと思うんですが、花粉症対策を活用してですね林業振興の中で、人口の増というのがあるんですが町長のフェイスブック見てみますと、フェイスブックの中で、政策の基本は、人口を維持することにある、昨日からずっと出とるんです。人口は活力の源であり、これ以上の減少はコミュニティを維持できなくなるという意味で、理屈抜きに、人口は維持しなければならないという思いだと書いておられますね。その中で空き家の有効活用による転入者の増加、また町の最大の資源である自然を使った産業の活性化が不可欠、森林環境税による小規模林業の支援、危機管理の充実などを政策を公約に掲げておられますが、ところが先ほどから出るように、なかなか人口減に歯止めがきかないのが現状でございます。私商工会のお世話をしとる中で50年前の資料ですが、もう我が地域にはもう林業関係の事業所が100社以上あったと聞いております。先日ちょっと調べましたら、現在では9社、ということでございまして、こういう実態。それといった基幹産業はない。それから、町内に投資をする企業がな

い。あっても、よその町に投資をする。それから、働く場所がない。企業は来ないんだからないですわな。それと買物をしようにも、買物をする店が、高齢化によって閉店しておる、利益を出しながら店を閉じたというところも聞いております。それで、先ほど言ったように町民の4割、1,204世帯、3,000世帯の4割が、非課税世帯、年金受給者ですと年収160万以下です。そういう現状であります。こうした現状を打開するためにもですね、国が推奨する花粉症対策などをきっかけとしてあくまでもきっかけとして、安芸太田町の9割を占める森林を活用した産業雇用の創出、持続可能な林業森林についての取組、倒木による山林の荒廃対策、里山の再生、水源涵養機能等の森林の持つ公益的機能の維持、町長が推奨している自伐型林業その他の地域効果の高い仕組みづくりを目指して、町民の所得を上げる政策をとるべきだと考えます。先ほど所見は言われましたので、もし追加があれば、答弁お願いします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、大変厳しい中ではございますが、重ねて、花粉症への対策なども活用しながら、山を活かして活性化につなげていくということを御指摘のとおりだと思っております。その工夫について、我々もこれからしっかりとまた、検討しながら進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○中本正廣議長

はい、津田議員。

○津田宏議員

はい。それでは、町長の来期での検討に期待してですね、次の質問に移りたいと思います。広島市との連携に焦点を当てた広域治水事業及び地域振興計画について質問させていただきます。太田川総合開発事業による、洪水リスク軽減において、広島市との具体的な連携策はどのように進めておられますか。また、進めようとしておられますか。また、緊急時の情報共有や、連絡体制について、具体的な整備が必要と思いますが、町長の見解を伺います。そして、太田川総合開発事業のダム周辺の下流域の広島市と協力した地域振興計画による観光施設、インフラ整備や、産業振興策について具体的な計画が必要だと思いますが、町長の見解を伺います。また、太田川総合開発事業に伴う生態系への影響を最小限に抑えるため、環境保全策はどのように進めるべきなのか伺います。住民への適切な情報提供と参加機会が確保されることが不可欠だと思いますが、連携プロジェクトにおいて、住民への情報提供が十分に行われるための手段やイベントをどのように整備する予定か、また、住民の声が計画に反映される仕組みは具体的にどのように構築するのか、伺います。以上の質問を通じて、安芸太田町と、広島市が連携したプロジェクトは、住民の安全と地域全体の発展にどのように寄与していくのか、答弁ください。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。広島市との連携、広域事業ということで御指摘を頂きました。改めて広島市さんとはですね、同じ太田川の上流下流という関係でございます。何か災害が起きた場合にはですね一蓮托生といえますか、そういう間柄でもありますので、今後、広島市担当部局としっかりと連携をしながら、また議員御指摘のようなですね治水事業に関しても、しっかりと連携をしながら取り組んでいきたいというふうに思っております。既に太田川の河川事務所とはですね私もホットラインを持たさせていただいて、何か災害があった場合には連絡をとり合える仲ではございますが、残念ながらそれに相当する広島市さんとの連携についてはまだ、これからだというふうに思っております。むしろ、今一蓮托生というお話をしましたけれどもどちらかというと、今回のダムのことも含めてですね、広島市さんがある意味この災害対応において、本町に負うところ多いのではないかなというふうに思っておりますので、より広島市の側に積極的に関わりを持っていただくことを期待しているところでございます。また併せてですね、広島市と本町のみならず、今申し上げました国、太田川河川事務所、あるいは県との連絡体制についても、これからしっかりと構築をさせていただいて、体制を整えていきたいなと思っております。そのへんについての準備もこれから進めていきたいというふうに思っております。個別の取組についてはまた担当のほうからお話をさせていただきます。

○中本正廣議長

はい、木本参事。

○木本英哲参事

はい。それでは私のほうからですね、先ほど議員からもありました地域振興計画に関するそのダム周辺の開発についての産業だったり観光だったりのところと、解説していきます。こちらにつきましてはですね、様々地域振興の取組っているのを国中心に進められているところでございますが、温井ダムのほうでもですね、各事例で申し上げれば、龍姫湖のさと温井の建設や自然生態公園の整備などが挙げられると思います。こういったものがですね

国のほうではっきりするメニューで用意されたものではございません。ただ、このメニューがないとは言いながらです。国と地方が相当協議をしながら、支援の方策を形にしていくということがありました。本町としましては、議員からの御指摘があったように、地域振興計画、これについてまだ決まったことではありませんが、ダム建設に向けた話になってくればですね、どのような周辺環境の整備を町本町として考えていくのか。それからまたダム計画をまちづくりはどう活かしていくのか、こういったところを配慮してやっていく必要があると考えております。このあたりは、広島市との連携と言いながら、国にしっかり協議をしていきたいと考えております。また調査検討ということで、来年度から国のほうでも、太田川総合開発につきまして検討していきます。こういった中で、なかなかこう振興計画的なものがですね、すぐに検討できるのかということありますが、ダム建設の方針が決まってからではやっぱり遅いと思いますので、今の段階から、やはりこう考えていく必要あると考えておりますので、これを契機にですね、職員のみならず、議員の皆様のお力添えも頂きながら、本町としてこういったことを国に求め広島市、広島県と一緒にやってく必要があるか、こういったところは考えていきたいと思っております。それから、環境保全、生態系に配慮したのは環境保全についても意見を頂いております。こちらにつきましてはですね、先ほど申したように、国の太田川河川事務所のほうが毎年度予算をつけて、申請をされておりましてその中で環境調査を入るということで聞いております。これが、環境影響評価という手続をするために必要な調査になっておりまして、地質調査のみならず、先ほど言った生態系に関する鳥類、魚類、それから昆虫類も含めた様々な生き物等についての調査も入ってきます。このあたりの詳細の進め方につきましては、令和6年度に入って国のほうからも詳細な説明あるかと思っておりますが、これを国がすることではありますが、町としてもですね、この環境保全につきましては、本町で必要なことだという認識を持って、何かありましたら国土交通省に対してもしっかり意見を述べてまいりたいと思っております。また、住民への情報提供とかですね住民の意見を聞く場としてのその参画の機会についても、質問頂きました。こちらにつきましては、住民への情報提供についてということであればですね、本町におけるの広報紙であるとか、今後国が地元住民に対して様々な場で、取組状況を報告するような、イベントとか説明会っていうのをやるように聞いております。こういったところで、町としてもそれに一緒に参加するなどして、住民への周知ということを、検討していきたいと考えております。また、住民の声を聞いていくということにつきましてはですね、関係する自治会の住民の方との意見交換する場を設けるなど、必要な範囲で、国と一緒にそういった説明会だったりとか、意見を聞いていくような場を設けて、本町としても取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○中本正廣議長

はい、津田議員。

○中本正廣議長

はい、この事業はですね、本当にやっぱり疲弊し切って、先真っ暗みたいな状況が多い我が町で、最後の逆転満塁さよならホームランみたいなことができる可能性がある事業だと思います。総事業費が2千億規模と聞いております。そういう中でですね、広島市も実は、今回の令和6年の定例、第1回定例会で、太田川上流に建設が計画されている新規ダムについて、どのような役割効果が期待できるのかと議員のほうから質問があがってました。それに対する答弁はですね、5月、令和5年の7月に太田川水系の河川整備計画を変更を国交省がしたと。それに乗かって、広島市内で堤防を上げただけでは不十分だという結果が出てますんで、ダムについては前向きに取り組みたいという答弁が出ております。またこれは非公式ですけども、ちょっと松井市長と話をした中で、我々広島市のデルタ地帯が、水をかぶると、1兆円規模の損害が出ると。そのために、中山間地域、特に安芸太田町の皆さん方には、土地を提供していただく。これについて、ダムが終わったら、はいさよならだということはやりたくない。お互いに協力して、地域の振興のためにお互いに手をとって頑張ろうというのを、非公式ですが、聞いております。町長もそのときおられたんじゃないかと思うんですが。そういう面です。このダムについては、雲のつかむような、まだどうやっていいか分からん時期からいろんなことを想定して、役場町を挙げて対策をすることが必要だろうと思います。まだ20年以上先のことだから、ぼちぼちやればみたいなことではね、後になって、しまったということがないように、今できることそして今でしかできないこと、これを真剣に考えて、地域の活性化のために、やらなければならない。また地域の企業からですが、今回要望書が出ております。ダム建設による地域の活性化についてですが、やっぱり地元の企業の皆さん方も、ダムによって、また所得アップ、それから、活性化ができるんじゃないかと期待されとる、生コン業界とか、いろんな建設業界から耳に入っております。ぜひともですね、そういう話を庁内が入受れて、できればそういう組織を町の中で、早急につくっていただいてダム建設に対応していただきたいと思っております。以上で質問を終わらせていただきます。静聴どうもありがとうございました。

○中本正廣議長

以上で津田議員の一般質問は終わります。通告による一般質問は全部終了いたしました。これで一般質問を終わります。以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

○河野茂議会事務局長

ご起立願います。一同互礼。

午後2時54分 散会

---